

平成29年第3回睦沢町議会定例会会議録

平成29年9月7日（木）午前9時開会

出席議員（14名）

1番	丸山克雄	2番	久我眞澄
3番	伊原邦雄	4番	久我政史
5番	田邊明佳	6番	麻生安夫
7番	清野彰	8番	今関澄男
9番	岡澤宏一	10番	中村義徳
11番	中村勇	12番	市原時夫
13番	田中憲一	14番	市原重光

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	市原武	副町長	宮崎登身雄
総務課長	鈴木庄一	まちづくり課長	鈴木政信
税務住民課長	田邊浩一	福祉課長	川越康子
健康保険課長	石井安邦	産業振興課長	平山義晴
会計管理者	米倉敏子	総務課主査兼 総務班長	池澤竜二
総務課主査兼 財政班長	秋葉秀俊	教育長	今井富雄
教育課長	白井住三子	教育課主幹 (指導主事)	吉野清久
選挙管理委員会 書記	鈴木庄一	農業委員会 事務局局長	平山義晴
代表監査委員	生田昌司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 幸夫 書 記 内山 裕介
書 記 麻生 健介

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 1号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第 2号 平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第 3号 平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第 4号 平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 5号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
(議案第1号から議案第5号まで一括議題、町長の提案説明まで)
- 日程第 9 認定第 1号 平成28年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定について
- 1 平成28年度睦沢町一般会計歳入歳出決算
 - 2 平成28年度睦沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 3 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
 - 4 平成28年度睦沢町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 5 平成28年度かずさ有機センター特別会計歳入歳出決算
 - 6 平成28年度睦沢町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (町長及び会計管理者の説明並びに監査委員の審査報告まで)
- 日程第10 報告第 1号 平成28年度睦沢町健全化判断比率について
- 日程第11 報告第 2号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

◎開会及び開議の宣告

○議長（市原重光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎諸般の報告

○議長（市原重光君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

同じく地方自治法の規定による平成29年度第1回定例監査の結果報告、並びに例月出納検査結果について、平成29年4月分から6月分までの報告がありました。

次に、平成28年度社会福祉法人睦沢町社会福祉協議会事業決算監査の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（市原重光君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る8月25日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について、10番、中村義徳委員長から報告があります。

中村義徳委員長。

○議会運営委員長（中村義徳君） 皆さん、おはようございます。

去る8月25日午前9時から、市原議長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日招集されました平成29年第3回睦沢町議会定例会に係る運営等についての協議であります。

今期定例会におきましては、5名の議員から一般質問の通告がされております。議案等につきましては、平成28年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定のほか、補正予算、千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正及び人事案件などを合わせて議案6件、諮問1件、報告2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

会期は、協議の結果、本日と明日 8 日の 2 日間を予定いたしました。

まず、本日の予定であります。最初に、日程第 1 といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。日程第 2 として、会期の決定を行います。続いて、日程第 3 として、一般質問を行います。

その後、日程第 4、議案第 1 号の平成 29 年度陸沢町一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 8、議案第 5 号の千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議までの 5 議案を一括上程し、町長の提案説明を予定いたしました。

次に、日程第 9 といたしまして、認定第 1 号 平成 28 年度陸沢町各会計歳入歳出決算認定について、町長及び会計管理者の決算内容の説明、並びに監査委員の審査報告を予定いたしました。

続いて、本日の予定の最後となりますが、日程第 10 及び日程第 11 として、健全化判断比率、農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

本日の予定は、以上のとおりであります。

明日 8 日は、最初に、日程第 1 として、一般会計ほか 5 特別会計決算に関する総括質疑を行い、その後に決算審査特別委員会の設置を行い、その審査を同特別委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。

なお、決算審査特別委員会の構成であります。副議長及び各常任委員会から 3 名ずつ選出し、計 7 名による委員で構成したいと思っております。

この決算審査特別委員会委員の選任が終わりましてから、休憩中に第 1 回決算審査特別委員会を開催いたします。

続いて、日程第 3、議案第 1 号から日程第 7、議案第 5 号までを 1 件ごとに順次審議をお願いいたします。

その後、日程第 8、議案第 6 号及び日程第 9、諮問第 1 号は、町長の提案説明の後、直ちに採決に入りたいと思っております。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上が、議会運営委員会の決定事項であります。

議員各位並びに執行部の皆さん方には、スムーズな議事運営が行われますよう格別のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

以上で、議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（市原重光君）　ここで町長から挨拶並びに行政報告があります。

市原町長。

○町長（市原 武君）　皆さん、おはようございます。

平成29年第3回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

夏の猛暑や天候の不順、各地で記録的な豪雨もありましたが、本町では順調に米の刈り取りも進み、少しずつであります、朝夕は涼しく感じられる季節となりました。

議員各員におかれましては、日ごろより町政の運営、住民福祉の向上にご指導、ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般の「ブラジル千葉県人会60周年記念式典」サンパウロへの出席、関東町村会主催のオーストラリアへの行政調査の参加など、海外への出張が続き、関係各位の格別のご理解、ご協力に感謝を申し上げます。

この貴重な体験を町政に生かし、課題の克服に向けてスピード感を持って取り組んで参りたいと存じますので、ご指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。

本定例会でございますが、ご審議いただく案件は、一般会計補正予算等5議案と人事案件、平成28年度一般会計ほか、特別会計決算の認定及び報告2件でございます。

慎重審議の上、原案どおりにご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、総務課所管の町への寄附について報告をいたします。

このたび、本町佐貫の酒井茂、満寿子様より、福祉事業へ活用していただきたいと1,000万円を寄附していただきました。福祉事業に携わる職員の対応もよかったというご評価もいただきました。ありがたくいただき、感謝を申し上げます。

本議会補正予算に計上させていただきましたが、社会福祉協議会の公用車を更新して参りたいと考えております。

なお、本人からは一般への公表は控えたいということから、議員各位にもご配慮を賜りたいと存じます。

続いて、まちづくり課所管の本町が出資する株式会社CHIBAむつざわエナジーの第1期の決算についての報告を申し上げます。

去る6月22日に、第1回定時株主総会が開催され、第1期の決算が承認されております。本日、第1期事業報告書及び決算報告書及び第2期事業計画書をお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当会社の株主である睦沢町及び代表取締役社長としての立場からご説明をさせていただきます。

まず、決算に関するご報告でございますが、当社は、地産地消の電力を供給することで電気代の削減及び地域での資金循環を確立すること及びむつざわスマートウェルネスタウンでの地産地消のエネルギーサービスを提供することを目的に、2016年6月に設立され、同年9月に電力供給を開始しました。

第1期決算の売上高の税引き前当期利益は12万7,000円となりました。需要家への供給量は、2016年12月は1,079キロワットであったものから、2017年3月には2,236キロワットへと推移いたしました。

また、売上総利益は203万6,000円に対して、販売費及び一般管理費は総額196万9,000円、差し引き営業利益は6万6,000円となりました。

第1期決算における特別な要因といたしまして、販売費及び一般管理費には定款認証及び会社設立登記費用として、租税公課、支払い手数料及び支払い報酬が約40万円、小売電気事業にかかわります立ち上げ費用として外注費が100万円、合計140万円程度を計上しておりますが、来期以降は当該費用が発生しないため、収支はさらに改善する見込みでございます。

また、売り上げに関する借り受け消費税額と仕入れに関する仮払い消費税の差額は、雑収入科目の中で消費税免除益として6万円を計上しております。

なお、配当について、今期は配分可能な剰余金はありますが、今後剰余金が発生しても配当は行わず、新事業やまちづくり事業など地域振興に関する事業に充当して参ります。

なお、取締役、監査役の報酬等の件についても議案となっており、定款第25条、第30条における取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務代行の対価として、当会社から受ける財産上の利益はなしとすることが決まりました。

また、第2期事業計画についての報告もされ、電力販売目標を前期末から300キロワット増の2,536キロワットへ、家庭への供給を前年度末4件から135件まで増やすこと、また、太陽光の調達については、今期1,000キロワットを目標とすること、そして、スマートウェルネスタウンのエネルギーサービス事業として、今年度の目標は導入設備の詳細設計を完了すること、道の駅、SPC及び関係機関との協議を進め、導入可能な状況にすること、また、

当期における純利益については、129万円を見込んでおります。なお、利益が出た場合は、これから行おうとしておりますウェルネスポイントなど、住民などへの還元を図りたいと考えております。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

次に、健康保険課所管の報告をいたします。

このたび、町の保健栄養推進員協議会小高椎英子会長が、永年の保健栄養指導の功績が認められ、栄養改善厚生労働大臣表彰を受賞いたしました。町といたしましても、大変名誉なことであり、30名の推進員の皆様の奮闘、努力に改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも町の進める「健幸長寿のまちづくり」にご助力いただきますようお願い申し上げます。

以上、私の挨拶と行政報告を申し上げます。

続いて、教育委員会からの行政報告を教育長から申し上げます。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

◎教育長行政報告

○議長（市原重光君） 次に、今井教育長から行政報告があります。

今井教育長。

○教育長（今井富雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、日ごろより町教育行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、このたびの小学校の再編におきましても、格別のご理解をいただき、平成30年4月の睦沢町立睦沢小学校の開校に向け、現在、ハード面、ソフト面と準備を進めているところでございます。

このような中で、現在、本町の小中学校は3学期制を導入しており、児童・生徒や保護者の方々もこの制度に慣れ親しみ、学校生活を送っているところでございますけれども、近隣の小中学校では2学期制を導入している学校もございます。

2学期制は、一般的に、教師が子供たちとじっくり向き合える体制をとりやすく、学力の定着はもとより、特色ある教育活動を可能にし、児童・生徒の学校生活の充実につながるものと言われております。

このため、本町におきましても、小学校の再編を機に、小中学校における2学期制の導入について検討を始めましたので、ここにご報告をいたします。

なお、検討結果につきましては、機会を見てご報告いたしますので、ご理解を賜りたいと

存じます。よろしくお願ひいたします。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（市原重光君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則の定めにより、議長から指名いたします。4番、久我政史議員、5番、田邊明佳議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（市原重光君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり、本日と明日の2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日と明日8日の2日間に決定しました。

◎一般質問

○議長（市原重光君） 日程第3、これから一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。

また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇市原時夫君

○議長（市原重光君） 最初に、12番、市原時夫議員の一般質問を行います。

市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 日本共産党の市原時夫です。通告順に沿って一般質問を行いたいと思います。

最初に、医療について。

国民健康保険の運営が千葉県に移行するに伴う、制度運営の変更内容、特に、国保税の見直しについて伺いたいと思います。

この間、町民の皆さんとお話をする機会を見ますと、一つには、暮らしについて、年金始め所得の減少と反比例して、税負担の増大が暮らしを圧迫していると、こういう声が随分寄せられるわけでありまして。特に、国民健康保険税の重税感というのは、大変大きなものがあるわけでありまして。

それで、私は調べてみたわけですが、睦沢町の国保税の状況を見ますと、千葉県が公表している国保のデータ集、それから、町の国保資料、平成27年、平成28年度版、この前ちょうど平成28年度が来ましたので、それも比較をしてみたわけでありまして。

確かに、この内容を見ますと、住民の思いはそうだなと思いました。例えば、1人当たりの国保税は、平成27年度は8万6,651円だったものが、平成28年度は9万6,028円、それから世帯当たりで見ましても、平成27年度が15万5,146円、これが平成28年度は16万7,995円。実際に医者にかかりますと、1回数千円程度かかるわけですから、医療負担が家計を圧迫しているというふうな実感も私は理解出来るわけでありまして。

1人当たりの国保税の調定額の順位で見ますと、実は、これ、平成27年度で見ると53番目ですから、ほとんど下位なんですけど、この平成27年度の、ほかのところは平成28年、わかりませんが、平成27年度の他市と併せて見ますと、睦沢町はほとんど上がりまして28番目に高くなっているということですから、近年そういう重税感が広がっているという声が出るのも私は納得出来るわけでありまして。

そして、1人当たりの所得、これが51番目、非常に低い順番であります。住民一人一人にしてみますと、この国保の調定額順位以上に重税感を私は感じているというふうに思うわけでありまして。

それでも、睦沢町は、歴史的に行政への協力姿勢が強い自治体でありまして、税の収納率は上から平成27年度で7番目、非常に高くなっております。ただ、1人当たりの医療費が県内2番目に多いということが、税額の大きな要因になっているわけでありまして。

これは、これまでの町の答弁にもありましたけれども、住民全体がほかの自治体より医療機関を多く、多額に利用しているというよりも、被保険者数が52番目と少ないことによって、

その年度によって差がある。高額の医療費を必要とされる方が、少なくともその国保会計に影響する割合が高いということでもありますから、住民自身が過度な診療を受けているということにはならないというふうに思うわけでもあります。

特定健診の受診率の順位が49.8%、これは県内3番目でありまして、近年の町の努力、町民の協力があると思われるわけでもあります。

先程申し上げましたように、県内で見ますと、被保険者数が少ないこと、所得が低いことから見まして、税負担、特に国保税の負担軽減は町として第一義的課題として取り組むべきではないかということをごをこれまでも質問して参りました。

そこで、来年度から国保会計の主体が都道府県になるという大きな制度変更、そして、それに伴う、町と住民にとってどう変わるのかをお聞きをしたいと思うわけでもあります。

既に、来年度から国保事業移行に向けた試算が3回行われております。町民生活に直結する内容であるだけに、当然、町としてもこの内容について把握をされていると思いますので、国保税がどうなるかを含めまして、試算状況をどう捉えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、有害鳥獣対策でございます。

近年、町の北部地域でも有害鳥獣の被害が広がっているという、結構生々しい話を聞かされて、対策を求められているわけでもあります。

寺崎の方からは、トウモロコシは作っても有害鳥獣に食べられるから、作るのをやめたという方が何件かありました。

それから、イノシシは出るのかという話をしたら、もう常駐しているよというふうにおっしゃる方、それから、散歩をしていると出会い頭に会いまして、逃げて帰ったというのが何件も聞かれました。

家の天井が破れ、動物と見られるものの汚物が落ちてきたなど、対策を求める声を聞きます。

そして、お隣、長生村では、カラスの駆除を定期的に行っているようだが、睦沢では出来ないかと。何か、駆除をするとこっちのほうにカラスが逃げてくるんだらうからというふうなお話も聞きます。

スイカなどは、完熟期、ちょうどそのいい時期に食べられるのが当たり前の状況になって、色々防護策で苦慮をされているというふうな話も聞きます。

北部地域など、有害鳥獣被害の実態調査はされているのではないかと思います、その実

態と対策はどうなっていますか、お聞きをします。

特に、イノシシ、ハクビシン、そしてカラスなどの対策はどうお考えでしょうか、お聞きをしたいと思います。

次に、生活環境・負担軽減について、広域水道運営の現状と住民負担軽減についての考えについて伺います。

九十九里地域水道企業団の理事として、また、長生広域市町村圏組合の副管理者としての立場も併せて、広域水道運営の現状と住民負担軽減の考えを伺いたいと思います。

町民の使用する水道料金が全県的にも高額であること、そういう中で長年にわたり、千葉県として料金引き下げの方向があることなどをこれまでも質問してきたわけであります。県内の水道料金の比較もされていると思いますが、どの位の位置にあるのでしょうか。

ここに来て、水道事業の統合による料金引き下げの可能性があるということが、一時期、話になりましたが、近年、財政の黒字化など指摘をされており、水道料金引き下げに努力をすべきときではないかと思えます。

町は、人口急減を抑えるという基本方針に基づいて、交流人口の増大、町外からの転入条件の整備などを進めておりますけれども、それとともに、子育て支援、公的負担の軽減、そして町独自では厳しい面はありますが、雇用の確保と雇用条件の悪化を防ぐ、いわゆるソフト面での施策が必要だと思えます。

その面で、水道料金の引き下げ、十分検討すべきではないかと思えますが、お聞きをしたいと思えます。

第1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 市原時夫議員の質問にお答えいたします。

最初に、1、医療についての、国民健康保険制度についてとのことですが、平成27年5月27日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法などの一部を改正する法律が成立し、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営を担うこととなりました。

千葉県の主な役割は、国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化・広域化の推進、市町村ごとの標準保険料率の算定・公表や保険給付費等交付金の市町村への支払いなどになります。

市町村は、これまで個別に保険給付費を推計し保険税率を決定してきましたが、今後は県

に納付金を納めるため、県の示す標準保険料率などを参考に、それぞれの保険税率を定め保険税を賦課・徴収します。

また、被保険者証発行などの資格管理、保険給付や保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行って参ります。

被保険者は、平成30年度から県内の他市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

続いて、国保税の見通しにつきましては、5月に千葉県において、非公表ではありますが、平成29年度に制度が施行されたと仮定した場合の標準保険料率の試算が行われました。

また、この試算では、国からの公費拡充分が不確定のため、公費を含めずに試算が行われたところであり、平成27年度決算の保険税、理論値との比較となっておりますので、この結果により一喜一憂出来ませんが、今後、国からの公費を含めて計算した場合は、この試算結果より下がる見通しとの説明がございました。

今後のスケジュールでは、国から平成30年度の標準保険料率の算定に必要な仮係数が10月中旬に、確定計数が12月下旬にそれぞれ示され、千葉県において算定を行い、平成30年1月末に確定結果が提示されることとなっております。

今後、町といたしましても、条例の改正など新制度に向け円滑に移行されるよう努めて参りますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2、暮らし・環境についての、有害鳥獣対策についてとのことですが、町では、毎年農作物の被害状況調査を行っており、調査結果をもとに有害鳥獣対策協議会、鳥獣被害対策実施隊と協力し、有害鳥獣対策を実施しております。

県が行った、平成28年度の農作物被害状況調査では、主にカラス、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマの被害が顕著で、中でもイノシシの被害金額は平成27年度と比較して2.5倍増えております。

イノシシ等への対策については、鳥獣被害対策実施隊が昨年では4回瑞沢方面の山林に入り、イノシシなどの駆除活動を行いましたが、駆除数はゼロ頭でございました。

また、有害鳥獣対策協議会では、国の補助事業を活用し、金網柵、箱わなを購入し、被害箇所を設置しております。これにより、金網柵を設置した農地の被害はほとんどなくなり、箱わなでは昨年195頭のイノシシを捕獲いたしました。

小動物への対策については、県から小動物用の箱わなを毎年借り受け、被害のあった場所

に設置し、昨年はアライグマ104頭、ハクビシン29頭を捕獲いたしました。

本町では、このような獣類の被害対策については、各種対策に取り組んでおりますが、鳥類については、特に実施しておりません。

鳥類への対策につきましては、主にゴミ集積所が荒らされることから、長生村が毎年5月から6月までの年2回、白子町が5月から7月までの年4回駆除を実施しているようですが、鳥類は行動範囲も広いことから、近隣市町村を含めた広域的な対応が必要であると考えます。

また、鳥獣被害の一つの原因として、山林の荒廃が挙げられますが、山の再生は簡単ではなく、間伐材を利用した木質エネルギーの活用も一つの手段とは考えますが、利用について積極的な活動に結びつかないのが現状であります。

いずれにいたしましても、年々拡大する鳥獣被害につきましては、各種対策や関係機関と連携を図りながら、さらなる被害拡大防止に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、3、生活環境・負担軽減について、広域水道運営の現状と住民負担軽減の考えはとのございますが、まず、広域水道運営の現状について申し上げますと、長生郡市は、昭和55年7月1日の供給開始から37年が経過し、管路の老朽化が著しく、また浄水施設及び配水池の耐震化が進んでいない状況にあります。

管路の老朽化については、供給開始時の管路が多く、塩化ビニール管の割合が非常に高くなっており、更新されていないものも多く、経年化が進んでいることから、漏水率も高くなる傾向にあり、今後も計画的に更新する必要がございます。

また、経理の状況ですが、平成27年度、平成28年度決算では、約2,000万円の純利益となっておりますが、通年を通しての利益の確保は出来ておらず、利益を計上した年度も含めて、建設投資の財源確保には企業債を発行している状況となっております。

長生郡市の水道事業は、人口の減少等により水需要が減少し、水道料金収入の減少が見込まれることや、老朽化した施設の更新需要の増加により、今後も厳しい経営状況になることが予想されております。

次に、住民負担軽減の考えはということですが、一般家庭における水道料金は、10立方メートル当たりで、県内水道事業体41団体中、最も高いものは旭市で2,592円となっており、最も安いところは八千代市で961円となっております。

長生広域水道は、1,846円で、ほぼ中ほどの18位に位置し、県内平均である1,782円より若干高い数字を示しております。

先程も申し上げましたが、人口減少による水道料金収入の減少や、老朽化施設の更新により、厳しい状況になることが予想されますので、現段階での水道料金の現状維持を目標に各市町村で努力していきたいと考えております。

議員申されます、現状からの住民負担軽減は難しいものと思いますので、現状維持が出来ますよう、鋭意努力して参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、水道事業の統合につきましては、九十九里水道企業団等を県営水道に統合し、受水料金を平準化する動きもありますが、確定ということではなく、現在統合が必要か否かについて検討をしている段階と聞いております。

統合の趣旨としては、受水料金の平準化や水道業務の合理化などが挙げられておりますが、受水料金の平準化に係る負担については、構成市町村の負担を伴うものでございます。

これは、現在負担している長生広域の負担金や九十九里水道企業団への負担とは別にかかることとなります。色々な試算を行っているようですが、まだまだ公表する段階ではないと聞いております。

また、試算結果が出ましたならば、その結果に基づき、是非を検討して参るということですが、仮に統合する場合でも、当分先の話になると思われれます。

いずれにいたしましても、統合については、まだ千葉県で検討中ということで、確定しているものではないということでございます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 最初に、国保財政関係について再質問したいと思います。

今、制度上の簡単な説明があったわけですが、私の理解ですと、国保税という視点で見ますと、国保会計に含まれる医療費、後期高齢者支援金、介護納付金など、こういう支出を推計をして、それをもとに町が財政状況または自治体によっては活用を勘案をして、国保の税率を町が決めて徴収する方向だったわけでありませう。

来年度からは都道府県が全体として支出、いわゆる保険給付費などの推計を行って、市町村に、先程示したように、納付金という形で示す。それを市町村が見合う国保税の税率を決めて徴収をするということですから、直接かかわってきた部分は今度県が全体で見るということになるわけですね。

そうした場合に、一体、一般的に睦沢町の場合は、県がプールするわけですがけれども、ここでやった場合にどうなのかという、その辺の推計位はされているのかなというふうにする

わけです。

単純に納税の率がいいということにはならないという気もするわけですが、来年といってもすぐですからね、この辺のところを明らかにして、どうするかということを検討していかなきゃいけないんですが、今の町長の答弁だと、まだなかなかわからないので、わからないのでということですが、町独自としての方向性、どうなるかという位は試算をしたり何かされているんじゃないかなと、その位のことは今からやっておかないと、来年度の予算編成にもどうするかとかかわってくる問題ですから、その辺はどうなのかなということなんです。

ただ、例えば独自の国保会計のサービス支出に対して、保険者努力支援金制度交付金などもあるわけですが、こういうのも一応想定してやれるのではないかなという、一つは町独自として次の方向がどうなるのかと。

先程言いましたように、住民サイドで言えば、どんと上がったんですよ、国保税負担が。それで、これからどうなるのかと、じゃ、町として逆に引き下げる方向で努力をしてくれるのかと、県がこういう制度になったということで、また上げられちゃうのかとか、それが非常に不安に思っているところもあるわけでありまして。

さっき町長も答弁をされましたけれども、6月22日に県議会で答弁をしておりますね、これはいわゆる公的な新しい補助制度がない段階の話でしたけれども、減少する市町村が25団体、増加するのが29団体。どうもこのときは、私が色々聞きますと、睦沢町は増える方向になっているらしい。町長は、次の段階では下がるのではないかなということのような意味合いもあったわけですが、その辺の試算をどうしているのか、住民の不安を取り除く。それから、具体的な国保会計の方向にどう今検討されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、厚生労働省が、7月10日に、国保の都道府県化に向けた3回目の試算を都道府県にその方針を通知をしまして、この中では、これまでは市町村独自の法定外繰り入れを含まないで決めるよと言っていたのですが、これだとどーんと国保税が上がる自治体が出て来るといって、激変緩和の措置をとって、そういう意味で試算をしていいということで、地域の住民、それから自治体の要望に沿ってですね、こういう当面こうした繰り入れを含んだ内容としてやっていいというような妥協的なものが出ているというふうに思うわけでありまして。

そういうことで、実際国への1人当たりの保険料額や世帯当たりの保険料額とも比較をして出しなさいというふうに国が指導したようでありますから、これは県は既に握っているは

ずなんですよね。そういう点で、町としてお聞きになったのか、また睦沢町はどうなるのか、知っているのか、教えていただきたいというふうに思うんです。

法定外繰り入れを行っている自治体が24あります。半分近くあるということですから、この辺は非常にシビアなところでありますから、ここは必死になってやっているんじゃないかというふうに思いますので、この辺をお聞きをしたいと思います。

恐らく8月31日に第3回の試算を国に報告しているわけでありますから、その10月、11月なんていうことじゃなくて、県にどうなっているんだというところは、これは何か公表するか公表しないかはそれぞれの都道府県で違うみたいな話もありますので、明らかにしてくれと、こちらもどう対応するのか早目に決めたいということ言えば、それは試算を出してくれるんじゃないかなというふうに思いますので、お聞きをしたいと思います。

それから、もう一つは、これは私は大事だなというふうに思ったわけですが、新聞報道によりますと、国保税の目標徴収率が示された。8月8日の国保運営協議会で、平成23年度1万人未満の自治体、睦沢町の場合も入りますが、95.4%を将来的に示すと、やれと。

平成27年の収納率が93.34%、確かに高いのですが、95.43%というのほどこもないわけでありまして、こういうことがどんどんされていくと、かなり強引な取り立てをやらなきゃいけないというような、そういう危惧もするわけであります。

所得に見合った国保税にしていくということと含めて、町として早く県のその辺の実態をつかんで、町として出来る限りの負担軽減に取り組むべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、有害鳥獣の問題ですけれども、先程町長も言っておられましたが、長期的な視点での有害鳥獣駆除、駆除じゃないですね。共存の自然環境の整備が必要だという視点に私は立つ必要があると思うんです。

これまでの答弁を見ますと、原油の価格との比較でなかなか木材を利用するというだけでは実際の経営をされている方は難しい。それから、山に行って木を切り出してそれで使うというようなところでは、本当に困難があるというような、実際に使っていらっしゃる方の声もあるというふうにお聞きをしているわけであります。

私はそこが大事だと思うんです。これも何度も言っていますけれども、南房総市へ行ったときに、一番ネックになったのはそのことでありまして、木材を切り出す、それから運搬する、そして加工して保存をする、それから各利用者にどうやって届けるかというこの流通システム、これを確立することが非常に大事だということで相当苦労して、そういう組織

を作ったわけでありませう。

現状、今この瞬間のエネルギーの費用が割高なので推進出来ないということではなくて、長期的に見て、こうした木材の切り出しから運搬、そして貯蔵、配送と、こうした組織をやっぱり一定の私は財政支援も含めて作っていくと、そのことが長い目で見れば有害鳥獣対策にかかわる費用、それから国内の財産、それからそういう財源が国内で、それから郡内、町内で循環をするという、循環型の地域経済を作るという意味でも、長い目で見ると重要だと思うんです。

だから、短期的な物の見方ではなくて、そういうところにこそですね、20年、30年、40年、50年と、木材ですから植えかえるともっとかかるのかもしれませんが、そうした効果を見る、そして、雇用もその中で図るということが重要ではないでしょうか。

道の駅のように交流人口を増やすという、そういういわゆる消費型、それから、その中で農業の発展も図る、この農業の発展を図るという点ではちょっと疑問も残りますが、というだけではなくて、こういう根本的なところで町の財産を生かすという視点で考えてはいかかかと思うので、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、水道事業については、統合ということはかなり前、5、6年前かな、一時ちょっと話が出てなっているわけですが、これはもうちょっと詳しく言うと、どこがネックになっているんですか。

せめて、住民の、要は1円でも安くとか、そういう時代です、今は、不況の中で。だから、少しでもこうした水道料金の負担などを引き下げるといような姿勢を示すことが大事ではないかなと思うので、お聞きをしたいと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、1点目の国民健康保険制度でございますけれども、先程も申し上げましたように、試算結果を含めて千葉県では公表をしていないという中で聞いたわけでございますが、最終的には、先程も申し上げましたように、公費を含めて計算した場合については、睦沢町については、現状よりも下がる見通しだということは伺っております。

というようなことで、睦沢町、ちょうど中間からちょっと上位で、この公費を見ない場合には増えてしまうということがわかったわけでございますが、公費を含めると県からは下がっているだろうと。

また、その正確な数字については、最終的には平成30年の1月末となっておりますが、いずれにいたしましても睦沢町、12月中には新年度予算案の決定を見なければいけない、内部

としてですね、ということがございますので、再度また県のほうには十分確認をしていきたい。

また、議員おっしゃられましたように、国民健康保険につきましては、税としての負担が重いというようなことから、従来ありました基金については、なるべくその負担を軽減するためために回してくるというようなことから、何とか抑えてきたということでございますが、ここ1、2年については、基金も枯渇をしていくという状況の中で上げざるを得ないというようなことから、町の方針といたしましては、徴収率等も非常にいいわけでございますが、都市部のように徴収率が悪いから公費を入れて補填をするというところは結構ありますが、そういった意味では、睦沢町、徴収率についてはかなりいいところだというようなことから、社会保険との均衡を図りながら、公費のそういう面での負担については、決められた公費負担はしておりますが、そういうことはしないでいきたいということでございます。

いずれにいたしましても、今の県のほうからの情報を見る限り、現状よりも増えることはないだろう。そこら辺についても、12月、町が予算を決定するまでには再度きちんと情報を確認していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、2番目の有害鳥獣でございますが、これにつきましては、長生郡市、茂原のほうも大変困っているという状況でございますが、でも、茂原については、一時期民間に委託をするということでやったようでございますが、非常に高いだけで効率が悪いということで、民間委託をやめたそうでございます。

という中で、睦沢町も、鳥獣被害実施隊において年4回の鉄砲による捕獲を行っておりますが、先程申し上げましたように、残念ながら鉄砲での捕獲は昨年は1頭もございませんでした。

しかしながら、担当課に色々話を細かく聞いていますと、山に犬が入って獲物を追いかけるというようなことになりますので、結果として、その後に箱わな、あるいはそういうわなにかかる率が、要は、警戒心が、犬が入ってわあっと来たときには非常に警戒心が強いんだけど、その後、警戒心が弱まるのかなということで、その後に箱わな等にかかる率が高くなっているように感じられるというようなこともございました。

そのようなことで、この実施隊における直接の捕獲数はゼロでございますが、そういうことも好影響を与えているのかなというふうに考えているところでございます。

また、これについても、県内で知事への要望等の中でも、10団体以上がこの鳥獣被害について何とかしてくれというお願いをしているところでございます。

そういった中で、長生郡市も担当課長が集まりまして、何とか対策はないのかということで、実は、今、年間数百頭押さえておりますので、その後の処理にも非常に苦慮しております。

この処理について、千葉県にもお願いしたところでございますが、私も直接担当課あるいは担当部長のほうにかけ合いました。そうしたところ、この個体の処理については市町村の事務事業であるというような、非常に冷たいお話をいただきました。

しかしながら、そうはいうものの、市町村の事業だけれども、これだけ県下全域で苦慮しているんだからということで、県での補助制度あるいは広域での処理方法、これについて十分検討していただきたいというお話をさせてもらってございます。

そのようなことで、昨日もある県議団の関係のこういう要望活動等がございました。そういった中でも、県議のほうにつきましても、県当局にこれだけ多くの市町村が苦しんでおるんだから、是非県として補助制度あるいは交付金制度、これを国に強く迫って、千葉県も十分な対策を市町村にとるような方針を持つておるということを伺っております。

いずれにいたしましても、ここから南房総にかけてと言いながらも、北総のほうでも大分イノシシにやられているというお話も聞いております。千葉県全体だと思いますので、また千葉県にもお願いしながら、国にも強く働きかけをしながら、全体的な取り組みを市町村を助けるような方向に持っていきたいということで、引き続きまた要望をしながら、町としても出来る施策を十分にしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、3点目の広域水道、水道の統合でございますが、これもなかなか話が進まないわけでございますが、この中房総よりも南房総のほうはまだまだ中身的には非常に厳しいんだそうです。

ということで、県からの統合ということになりますと、北総のほうは、先程の単価でもわかるように、上のほうが割と安い料金なんです。下へ来れば来るほど料金が上がっているというのが現状だと思います。

そういったことで、県の統一ということになりますと、南房総のほうも入ってくるとなると、逆に長生郡市がもっと足を引っ張られるのではないかという懸念もあるんだそうです。

そういうことで、なかなかこの統合が先に進まない。とりあえず、先程もちょっと申し上げましたように、要は給水側、九十九里水道企業団、お水を利根川から持ってきて、各市町村に配水する、そちらのほうの統合、当面そちらはということでございますが、そちらにかかる経費についても、それに関係する市町村の負担金が生じるということが言われているよ

うでございます。

そのようなことで、まだまだ中身的にははっきりしない部分がいっぱいあるというようなことから、広域水道のほうでも県の説明等も十分聞いておるわけでございますが、聞けば聞くほどもっと厳しくなるのかな、果たして統合は本当にいいのかということもございます。

しかしながら、先般の九十九里水道企業団の議会がございましたけれども、末端水道事業体が非常に苦しんでいるといった中で、九十九里水道企業については、余剰金があるように見えると、せめて受水費用を過去にも下げてもらってございます。ということで、これを下げようということ、長生郡町村会長でございます長生村長が代表して質問をさせてもらいました。ということで、是非この受水費用を当面下げようという努力をしてくれという要望はさせてもらってございます。

これについては、長生村長が長生郡市を代表して質問をするという形をとらせていただきました。ということで、また何らかの検討結果が出て来るものというふうに考えております。

そのようなことで、我々も非常に努力をさせてもらっておりますので、ご理解をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 市原時夫議員。

○12番（市原時夫君） 国保関係なんですけれども、これはだって県のほうが、恐らく間違いないこれは作っているわけですよ。それがどの程度公表するかというのは、それぞれによるのかもわからないんですけども、それを12月だ1月だというんじゃなくて、もっと出してくれよと、こちら側の財政をどうするかということについて、こんな遅いじゃ困るところをはっきりさせて、迫っていただきたいというふうに思うんですよ。

というのは、結局さっき27年と28年だと1万円位上がっているわけでしょう、個人の1人当たりで。これは大きいですよ。しかも、所得的に言って本当に厳しい自治体、これは町税の状況を見てもわかるわけですが、自治体でありますから、家計に占める割合が大きいわけですから、ここをどう住民の暮らしを支えるという視点に町が立てるかどうか、また、そういうことを実施出来るかということは、つまり、持続可能というとおかしいけれども、町の人口の急減を防ぐ、それから、若い人が来て将来高齢化しても住んでいけるという、そこまですは考える必要があると思うんですよ。

今はいいですよ、確かに若い人たちが、かなりの補助金を出して住んでいただくのはいいんですけども、ずっと長期的に住んでいくということになると、そういういわゆるソフト事

業というのが重要になってくるわけで、特に、その中で私は国保税というのは大きいと思うわけです。

だから、実際、じゃ、下がるんだったらどの程度下がるのかと。1万円位どんと下がるんだったら上げる前に戻って、それはそれでいいんですが、下がるらしいよという話じゃ出来ないわけですね。

余り下がらないようだったら、思い切って、せっかく一般会計繰り入れも考慮するというふうに、激変ですからどうなるかわからないとしても、そういう可能性も含めて国が事実上認めたようなわけですから、これは国が絶対やっちゃいけないということではないわけですから、そうした手段もあって、まず町民の暮らしを支えるという、その視点に私は立つべきではないかと。そういう意味でも早急にそれは明らかにして対策をとり、住民の暮らしを支えるという中心的な仕事をですね、大体、道の駅の流れも決まり、ほかも決まっているわけで、いよいよ本丸のこの福祉、暮らし、そういうところに思い切って取り組めるときじゃないですか、町長、というふうに私は思うわけなので、それは是非検討していただきたいと思います。

それで、もう一つ、ついでに聞きたいんですけども、千葉県のデータによりますと、平成27年度までの後発医薬品使用割合、数量ベースの結果が、6市町村だけ未記載なんです。睦沢町も未記載になっているんですよ。これは、だから、きちっととられていないのかなのか。

全国平均は64.04%、だから、かなりその後発医薬品の使用によって、医療費の負担軽減に全体的にはなっている。睦沢町もそうじゃないかと思うんですが、資料で見るとちょっとわからなかったの、その辺は教えていただきたい。

だから、町として、いよいよそういうソフト事業をやっていただきたいなと思うことと、今のところをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、有害鳥獣のところ、ちょっと答弁がなかったの、考え方の問題としてどうですかね。今の現状での、つまり利用者が山へ行って芝刈りじゃありませんけれども、木を切って、それで持ってきて自分で使うということは、これは難しいですよ、無理ですよ、それは、やっぱり。私が南房総へ行っても。

だから、そういう組織の立ち上げ、そういう補助制度を含めて立ち上げ、それで、山を管理する、それで植えかえて雑木林みたいにして、ドングリだとか何かそういう野生の動物がその中で暮らしていく、共存出来る、町におりて来なくてもそこで何とか生きていけるとい

うような、そういうシステムを長期的に考える。

道の駅だって、うん十年のことで長期的に考えているわけですから、こういう点も長期的に考えて、短絡的に、今、原油の価格がどうこうというのだけじゃなくて、自然を守る、それから有害鳥獣対策も含めてやるというような点で、私はそのところをやっぱり考えていただくということが大事ではないかなというふうに思うんです。

それと、有害鳥獣の問題で言うと、ハクビシン問題ですね、これ。要するに、ハクビシンはどこが違うかという、家の中に入ってくるという問題があるんですよ。ほかのはね、野菜とか何か食べるというところで終わっちゃうんだけれども、入って来ちゃう。それは気がつかないうちにどんどん汚物をやって、最後、どんと落っこちてしまうというのは、つい最近私も聞いて、ああ、そうなのかというふうに思ったわけで、これは特別な対策ということで考える必要があるのではないかなというふうに思ったので、そこはお聞きをした。

それから、カラスの問題でね、これもちょっと勝手な言い分と言うと大げさだけれども、長生村でぼーんとやるとこっちへ来てしまうということなので、ちょっとその辺は協議して、何とか駆除対策というのは出来ないものかなというふうに思います。

それから、こうした有害鳥獣対策は、市町村でやると、確かにこれは冷たい言い方だと、町長が言ったとおり、県が。市町村じゃなくて、だって、有害鳥獣にここからここまでは睦沢町だからだと言ったって、そんなことは関係ないでしょう。全県的に平気で行くんですから、条例やものは関係なく動くわけですから、もっと、確かに町長頑張っていらっしゃるみたいなので、県にもっと強く言って、対策の支援をお願いしたいなというふうに思うわけなので、その点は是非お願いをしたいなというふうに思います。

そういうところですね、是非よろしくをお願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 1点目の国保税の関係でございますが、今担当課のほうから具体的な日程等が出て来ました。といいますのは、県が、実は、明日の10時以降に公表するというようなのでございます。

ということで、明日もしかすると議会中でございますが、時間がもし、議長、いただければ。

○議長（市原重光君） はい。

○町長（市原 武君） ご報告をさせていただきたいというふうに思います。

あと、未記載の点については、担当課長のほうから後ほどご答弁をさせていただきたいと

思います。

それから、有害鳥獣の関係でございますが、実は議員がおっしゃるように、まず一義的には山をきれいにすることから始めるべきではないかというお話でございます。

実は、妙楽寺に林業振興会というものがございます。また、そういうところとも、今までは木材が全く活動するに値しないということで、そちらの活動についてはほとんど休止しておるという状況でございます。

議員おっしゃるように、将来に向かって、せつかくある林業と申しますか、資源でございますので、そういう団体とも協議をしながら出来るところからやっていきたいというふうに考えますので、またご指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。

なお、カラスにつきましては、先程最初の答弁で申し上げましたように、やはり空を飛んでいるものですから、個々でやってもなかなか効率が悪いものかなというふうな気がいたします。

睦沢町におきましても、過去においては、カラスの駆除をやっていたことがございます。議員も知っているかと思いますが、そういうことも含めて、町村間の連携をとりながら対応を進めて参りたいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ハクビシンにつきましては、非常に困った問題で、大体人がいるところにはなかなか来ないのかなと、空き家がほとんどハクビシンにやられている。また、作業場等、人がいないところについてもそういう問題があるということでございますが、これについては、昨日の県議団との話の中でも、そういう特定の獣害について、避妊措置だとかそういうことも研究をしてもらいたいというようなお話もされておりました。

そのようなことで、特定のものだけに避妊が出来るような、そういう方向も専門家集団にしてもらおうようなことを県あるいは国に働きかけていって、こういうものが人間社会を脅かさないような形にしていきたいなということで、また、これについても、1町ではとても対処出来る問題ではありませんので、県あるいは国に強く要請をしながら、この対策に当たっていききたいというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 石井健康保険課長。

○健康保険課長（石井安邦君） それでは、命によりまして、市原時夫議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のジェネリックの関係で、睦沢町とそのほかが表示がないということで、多分それ

は厚生労働省の発表しております調剤医療費の動向ということが毎年公表されております。その中で、睦沢町とか一宮町ですかね、他に管内でも何町村か表示が抜けているんですけども、これは保険請求のあった薬局数の数その町内に1から3という少数の薬局しかないところについては、表示がされていないというようなことが出ておりました。

睦沢のジェネリックの率ですけども、平成27年7月から平成28年6月の年間平均で65.5という数字が出ておりますので、他町村とそう大きな開きはないという、同じような状況だということでございます。

○議長（市原重光君） どうぞ。

○12番（市原時夫君） ハクビシンについて色々聞いたところ、実際に生活しているところに入り込んでしまっているということなので、やっぱり向こうのほうもだんだん慣れてきているのかなと思いましたので、そういうところも考えていただきたい。

以上、終わります。

○議長（市原重光君） これで、12番、市原時夫議員の一般質問を終わります。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（市原重光君） 次に、1番、丸山克雄議員の一般質問を行います。

丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 公明党の丸山克雄です。

それでは、子育て支援について、1回目の質問をさせていただきます。

8月の半ばですが、民間のシンクタンクであります持続可能な地域社会総合研究所というところが、示唆に富む発表をしました。

内容は、過疎地域に指定された全国の自治体797ありますが、このうち93もの市町村が、2010年から2015年の5年間、国勢調査のもとですが、人口の社会増を達成していたということとあります。

3年前に社人研が報告しました、消滅する可能性が高いとされた過疎地域で、人口増を果たした自治体の要因は何であったか。この研究所の分析によりますと、一つ目は、子供人口を安定化させたこと。二つ目は、高齢化率を低下させたこと。そして三つ目は、現役世代の転入を推進したこととありました。

少子高齢化、人口減少による地域の衰退に歯どめをかけ、人口を安定化させようと、地方創生の事業が全国で取り組まれておりますが、初めに来る命題は、地域に仕事を作り、雇用

を増やすということになっております。

しかしながら、この民間研究所の人口の社会増を果たした過疎地域という発表事例を見ますと、仕事を作ることが必ずしも最初に来る絶対条件ではないのではないかと、そのようにも受け取れます。

すなわち、子供人口を安定化させ、子育て支援を充実させることが、現役世代を呼び込み、高齢化率を高めないで済む、そのように示唆しているとも受けとめられます。

本町においても、近隣市町村との比較ではありますが、人口減少が緩和されております。この緩和の要因について、私の見るところでは、子育て支援のメニューが、本町は最上位にあり、若者定住促進の施策とリンクさせることで成果をもたらしているのではないかと評価いたします。この件について、町の見解はいかがでありましょうか。

これからも、子育て支援を充実させることをベースに施策を展開させることで、人口減少を緩和させることが出来るのではないかと考えます。

そこで、今回は、子育て支援の特に就学前までの支援について、3点質問いたします。

生後間もない赤ちゃんの耳の聞こえ具合を調べる聴覚検査というのがあります。新生児のうちに検査をしますと、早期発見につながり、治療は早いほど治りがよく、後の人工内耳や補聴器のお世話にならなくても済むことになります。

この聴覚検査は、任意なため、検査料は実費であります。少額ではありますが、経済的な面から必ずしも全員が受診しているというわけではありません。新生児の聴覚の安心と家族の経済的負担を少しでも和らげられるよう、公費負担を考えてはいかがでしょうか。

次に、産前産後のヘルパー派遣事業の件であります。

睦沢町教育振興会が発行しております、睦沢教育第44集4ページには、核家族が増え、家事や育児の相談をする人がおらず、育児の問題を抱えている家族が増加したうんぬんと書かれております。

若い人だけで育児をする、あるいはせざるを得ない家族が本町でも増えているということが、大方の見方であろうと思います。育児のストレスは、大変なものであり、時には虐待やネグレクトに進む場合もあります。特に、幼児の首が据わる低月齢児や、はいはいするまでの中月齢児の期間は、様々な場面で協力者がいれば心強いと思います。

母子ともに健全な育児生活を送れるよう、睦沢版ネウボラの核心ともなる産前産後のヘルパー派遣を是非とも進めていただきたいと望みます。

さて、福島県の南相馬市、ここは福島第一原子力発電所から25キロ圏内にあるまちで、避

難者を大勢出しました。事故当時は、基本的には子供は住まないほうが望ましいとされた地域であります。ところが、現在、戻る方が増え、ベビーブームというのがオーバーでないほど出生数が回復し、待機児童も発生するようになったようであります。

南相馬市は、「産みやすく、育てやすく、産んでも働きやすい」をキャッチフレーズに、保育料を無料にし、同時に保育士の主に家賃を上限7万円まで補助するなど、可処分所得を増やしました。保育を子育て支援のかなめと捉えたことが、南相馬市の子供人口の増加につながっていると考えられます。

保育事業の無料化は、国も方向性を示しましたので、将来の取り組みになるかと思いますが、保育士について、千葉県の多くの自治体も優秀な保育士を確保し、定着していただけるよう、様々な待遇改善を行い、保育の質の向上につなげようとしております。本町の対応は進んでいるのでしょうか、現状を伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 丸山克雄議員の質問にお答えいたします。

最初に、1、子育て支援については、議員のおっしゃるとおり、子育て支援の充実や若者定住政策が人口減少の緩和に実効性をもたらしたことから、町としても一定の効果があつたと考えております。引き続き政策の遂行に努めたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

しかしながら、その一方で、いろんな課でいろんなことをしております。多岐にわたってしております。ということで、反面、どこの課で相談したらいいのかということが明確でないと、どの課で子育て支援をやっているのかというようなご指摘も一部いただいております。

ということで、担当主管課はあるわけですが、そこら辺をもっと明確にして、わかりやすく出来るような形にしていきたいということで、今年の年度当初からグループ制を設けまして、3課が一緒になってこの中身について今検討をしていただいております。

そういうことで、もっともこれが表に出て、睦沢町はこれだけいろんなことをやっているんだというのが表に出る、あるいはどこに相談したらそれがすぐ解決出来るかということがわかりやすくなっていくものというふうに考えておるところでございます。

次に、就学前の子育て支援についての1点目、新生児の聴覚検査に助成金を出してはどうかということでございますが、新生児に先天性の聴覚障害の発見を目的といたしまして実施する新生児聴覚検査に関しましては、近年、検査機器の普及によりまして、大半の医療機関

において検査を実施出来る体制が整備されてきておるといふふうに伺っております。

検査費用は3,000円から8,000円程度となっておりますが、本町では、新生児訪問時に聴覚検査の実施状況を母子手帳の記録により確認を行っております。この結果、現在のところは、この検査費用の負担が困難で検査を行わないという事例は確認されておられません。

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達などへの影響が最小限に抑えられることから、今後も保護者に対しまして新生児聴覚検査の重要性の周知に努めて参ります。

また、保護者などの経済的負担の軽減に関しましては、いすみ市と大多喜町で一部助成を実施しており、平成30年度からは浦安市で実施予定と聞いております。本町におきましても今後十分検討して参りたいというふうに考えております。

次に、第2点目の産前産後のヘルパー派遣事業を行ってはどうかとのことですが、町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めました政策分野3の「若い世代の結婚・出産子育ての希望をかなえる」におきまして、妊婦・乳児の検診やアドバイス・情報提供など母子サポートの充実を始め、不妊治療への助成、子育て家庭を中心といたしました様々な経済的支援など、妊娠から出産、そしてその後の子育てまでを一貫してサポートしていくことで、安心して出産・子育てが出来る環境づくりに努めているところでございます。

しかし、近年は核家族化が都市部だけではなくて、睦沢町のような地方においても急増する中で、子育てに対する不安やストレスの蓄積などによって産後鬱となり、育児放棄や虐待につながるケースが数多く報道されているところでございます。

これらのケースは、産後2週間から2か月ごろまでに発症することが、国の研究調査におきましても報告をされているところでございます。

本町も、本年度から産婦・新生児訪問を1回追加いたしまして、産後2週間目と1か月目をめどに町の保健師が訪問いたしまして、育児手技や不安・悩みの相談などに対応し、産婦の心身のケアや育児のサポートを強化したところでございます。

ご質問の産前産後のヘルパー派遣事業につきましては、妊娠中や産後の体調不良などにより、育児や家事で援助が必要な方に対しまして、食事の準備・掃除・洗濯などの家事に関する支援や、授乳・おむつの交換・沐浴の介助などの育児に関する支援が想定されます。これらの支援は、子育てに対する不安やストレスの解消につながるものと考えられます。

本町におきましても、これからのニーズを十分把握した中で検討して参りたいと考えます。

また、今後も妊産婦の些細な疑問や悩みを気軽に相談出来る環境づくりに努めまして、子育て支援の充実を図って参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、3点目の保育士の待遇改善は進んでいるかということでございますが、今よく新聞報道がされているのは、私立の幼稚園、保育所のことがほとんどでございますが、今回の件に関しましては、町の保育士、保育教諭の一般職員と臨時的任用職員の給与に関する事、また運営状況と業務改善についてお答えしたいと思います。

まず、給与でございますが、一般職員の初任給、昇給・昇格、定期昇給については、他の一般職員、行政職でございますが、同様でございます。保育職については、最低限短期大学を出ておりますので、それらの処遇を受けているということになります。

また、臨時的任用職員の賃金につきましては、近隣町村の単価を鑑みまして、本年度から時間単価を60円増額いたしまして、1,100円としております。そのほか、法令に準じました手当、通勤手当、あるいは年次休暇、6か月で10日を付与しているところでございます。

次に、運営に関してでございますが、8月1日現在の園児数は196人、園長ほか保育に係る教諭は臨時職員を含めまして27人、育児休暇職員2人は除いてございます。ゼロ歳児から5歳児クラス合計9クラスを運営しております。

保育教諭の配置につきましては、クラスによって異なりますが、成長段階に応じまして、きめ細かい対応や支援が必要となる園児への対応のため、定員に対して保育教諭を多く配置しているクラスもあります。

入園希望者につきましては、今後も待機させることなく随時受け入れていきたいと考えますが、ゼロ歳児クラスはおおむね3人に1人、1歳児から2歳児クラスはおおむね6人に1人の保育教諭を配置することから、未満児クラスの園児が増加する場合、現在の保育教諭数では不足することが予想され、本年度は当初から臨時的保育教諭を募集しておりますが、採用した保育教諭は募集した人数に達しておらず、時間外保育、預かり保育などへの対応もありまして、保育教諭の配慮に苦慮しておるところでございます。

このため、保育教諭の補助的職員の配置や時間外勤務手当を支給するなどにより、対応しているところでございます。

今後も、定住促進事業やスマートウェルネスタウン事業にも住宅を建設することから、入園希望者は増えることも見込まれ、新規採用を含めました任用方法を検討し、新たな保育士の確保に努め、適正配置により保育・教育環境がより充実出来るよう進めて参りたいと考えております。よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（市原重光君） 丸山克雄議員。

○1番（丸山克雄君） 子育て支援の窓口をなるべくわかりやすくしたいということで、3課体制を組むということでありますので、是非ともその辺、町民がわかるようお願いしたいと思い、期待しております。

一つ目の聴覚検査なんですけど、国としては既にこの費用は地方交付税に入っているんだというふうに言われてましてね、ですから、大体普通1回やれば済むわけでございますので、これはやはりこのメニューがあるというだけでも随分インパクトがあると思いますので、是非とも償還払いでも結構ですので、この検査に助成金を考えていただければと思います。

二つ目のこのいわゆるネウボラ的な支援ですけれども、既に保健師さんなどが育児相談などをされていらっしゃると思いますので、その際、やはりもっとニーズがあると思いますので、そういったものを集めて、アンケートでもいいのですが、そういったものをリスト的に集めて、今後取り組んでいくことがいいんじゃないかと思いますので、是非ともこの育児相談、訪問指導の際のニーズ把握をさらにやっていただければと思います。

3番目のこの件なんですけど、やはり今は子供さんの2号認定と3号認定が増えてきている。これからも多分増えてくるだろうと思います。人が足りないということも大変だと思いますけれども、その辺なかなか人が集まらないということもありますが、保育士さんのやはり働きによって子育ての、特に就学前が充実しますので、その見通しと対応をある程度わかるようであれば、お考えをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、まず、子育て支援の関係でございますが、新生児の聴覚検査でございますが、先程も申し上げましたように、今後十分検討して参りたいと思います。議員おっしゃるように、交付税措置もされているということでありますので、十分に前向きに検討をして参りたいというふうに思います。

それから、2点目の新生児でございますが、先程も申し上げましたように、今年度から保健師が産後すぐに訪問をして、色々相談に乗っているというところでございます。議員おっしゃるように、その際に、その動向と申しますか、どういうことを望んでいるのか、十分聞き取りをしながら、今後の対策に役立てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

それから、最後の保育士の対応と申しますか、採用でございますが、先程申し上げました

なかなか難しいというのは、臨時の保育士のことでございます。ということで、今現在は各クラスに1人は常駐の、正式の保育士を充てる、2人目については、臨時保育士をという考えでさせてもらっております。

これにつきましては、先程も申し上げましたように、臨時保育士については、年度当初から募集しましても、なかなか思っただけの数が集まらないということがございますので、これについては教育委員会ともまた今後十分協議を進めながら、どういう体制で満足出来るように時間外が常駐化しないような方策もですね、今後十分検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。また議員のご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 丸山議員。

○1番（丸山克雄君） 以上のような方向で、是非とも強力にお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（市原重光君） これで、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで暫時休憩といたします。

（午前10時30分）

○議長（市原重光君） それでは、全員おそろいのですから、休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午前10時45分）

◇ 久 我 政 史 君

○議長（市原重光君） 次に、4番、久我政史議員の一般質問を行います。

久我政史議員。

○4番（久我政史君） 振り込め詐欺、還付金詐欺、ネットいじめ等、個人情報に係る問題の頻発、超高齢化社会を迎える2025年問題にかかわる介護問題、それに伴って本町でも考えられる空き家問題の、この3点について質問したいと思ひます。

まず、個人情報保護についてですが、個人情報をめぐる環境は、スマートフォンの普及、マイナンバー制度の開始等、大きく変化しています。

また、平成29年5月30日から個人情報保護法が改正され、5,000人分以下の個人情報を扱う事業者にも適用されることとなりました。町内にも個人情報を扱っているところは多いと

思います。

そこで、まず第1に、町内の公的機関における対策はどうしているのか。

次に、学校等の任意団体PTAでは、会員の情報をどうやって集めているのか。その取り扱いをどこに注意してやっているのか。

3点目に、スマートフォンの普及により、ネットいじめや個人情報を安易にネットに載せてしまう、こういう情報モラルの低下から、色々な多くの問題が発生していますが、そういう対策をどうしているのかということ。

次に、空き家対策についてですけれども、去年ですね、4月1日から空き家等の適正管理に係る条例を施行されましたが、町内に空き家は増加もしているし、これからも増えることは必至だと、このように考えているわけです。

廃屋といいますか、特定空き家と見られる状態になっている姿、考え方は人で色々違うと思いますけれども、現在どのような対策をしているのか。今後どのように考えているのか。相続人がいない場合とか、色々問題があるわけで、制度を作ってその後どうなったかということ。

3点目として、軽度の介護問題について伺います。

軽度の要支援1・2の訪問介護と通所介護は、市町村が提供する。介護予防・日常生活支援総合事業となっているわけです。

今後は地域での支え合いが必要である。これは誰でも感じていることであると思いますが、家庭において考えれば、老老介護、こういう状態の中で現状をしっかりと把握して今後に生かすことは大事だと思っているわけです。

そこで、一つ目として、介護予防・日常生活支援総合事業の実情は今どうなっているのか。

次に、事業運営にはボランティアの援助に頼っている部分が多いんだらうと、こういうふうに思っているわけですが、その状況はどうであろうか。

次に、要介護1・2も市町村への移行が検討されている。これも間もなくそういうふうになるのではないかと考えているわけです。今後の対策をどうしていくのか、その辺の考えをお聞きしたい。

この三つをまずお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我政史議員の質問にお答えいたします。

私からは、1の個人情報保護についての1点目、町内の公的機関における対策についてお

答えし、2点目、3点目については、後ほど教育長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目の町内の公的機関における対策はどのようにしているかとのことですが、個人情報保護条例や規則、事務取扱要領におきまして厳正に対処し、窓口を始め、庁内全体で徹底を図っておるところであります。

職員にも、日々のコンプライアンスの遵守に努め、自己啓発、業務研修等を行っておりますが、特に個人情報を管理するパソコンは、特定された職員が管理をしており、情報の持ち出し禁止や書類の管理などは全て保管庫に保存するなど徹底管理をしております。

また、昨年度、情報の外部流出などをなくすため、インターネット回線と庁内LANを分断するセキュリティ強化対策工事を実施いたしましたところでございます。

今後につきましても、情報セキュリティポリシーなどを遵守する義務を徹底管理して参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2の空き家対策についてお答えいたします。

空き家につきましては、平成28年4月に睦沢町空家等の適正管理に関する条例が施行されました。

その趣旨については、議員おっしゃるとおり、近年、空き家に関する問題が表面化しており、特に管理がされていない空き家、いわゆる放置空き家について、周辺住民に対しまして安全や衛生、防犯、防火などの悪影響を及ぼすおそれがあることから、こうした空き家を少しでも減らしていくことが課題となっております。

しかし、空き家は個人の財産であることから、所有者の理解を得ることが出来ない場合には、行政が介入することが難しいケースもございます。

こうした中で、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、法の施行により、所有者を把握するための固定資産税の課税情報などを利用出来るようになり、より迅速に所有者に対し、状況の通知が出来ることになったわけでございます。

これによりまして、町では、近隣住民の生活に悪影響を及ぼす空き家について、近隣住民からの相談や通報により、その情報をもとに所有者を把握し、是正するよう通知を行っております。

平成28年度には、7件の相談・通報があり、その所有者へ通知をさせていただき、4件が改善されております。通報等の内容は、主に敷地内の草刈り等となっております。

また、本年度も1件の相談・通報があり、通知をさせていただいた結果、こちらは空き家の解体撤去をしていただきました。

しかしながら、通知をしても改善されないものや、荒廃した空き家そのものを撤去しなければ改善されないものもございます。このような空き家等について、条例により、一定の要件を満たす、適切な管理がされていない空き家を特定空き家等に認定することで、町が講ずることが出来る措置を規定いたしました。

しかし、措置を講ずるには、条例において協議会による空き家対策計画を定める必要がございます。

現在、空き家物件について目視による現地調査を実施中であり、現地調査は職員が調査表をもとに作成しており、町全体で約300件となっておりますが、本年度から1か月当たり20件を目標に調査し、おおむね平成30年度までに終える予定でございます。その後、空き家等対策計画（案）を作成して、空き家等対策協議会を組織して審議する予定でございます。

また、特定空き家に認定された空き家については、計画、これは案でございますが、立入調査を行い、助言・指導を行います。

助言または指導をして、なお状態が改善されない場合には、勧告をし、これに対し、正当な理由なく措置をとらなかった場合には、命令ということで対処いたします。

この命令に対し履行しない場合など、ここで初めて代執行という措置がとれるものがございます。

ただし、これらの立入調査から代執行までのそれぞれの手続については、協議会へ諮ってからの実施になりますので、直ちに空き家の撤去が出来るというものではございません。

また、空き家の管理は、第一義的には所有者自らの責任において行うことが前提となります。

そして、ご質問の、相続人がいない場合どうなるのかということですが、相続人がいない場合の対応といたしましては、不在者財産管理人制度があり、一般的には弁護士などが管理人となります。

これは利害関係者からの申し立てに基づき、裁判所が選任した管理人が、所有者のわからない財産を管理する制度で、選任された管理人に任意に財産を売却してもらう方法でございます。

このケースでは、当該土地を売却した費用をもって、空き家の解体費用に充てる事が出来ませんが、売却を前提とする申し立ては、裁判所の判断にもよりますが、なかなか利害関係、債権者等を認めない可能性が高いということがございます。

あるいは、代執行が前提であれば利害関係があると言えると思いますので、管理人の申し

立てても有効と考えます。

この方法であれば、管理人に対して代執行の措置をとることが出来るわけですが、この場合、空き家の解体費用は町が負担することになります。

また、不在者財産管理人が選任された場合、予納金、管理人の報酬でございますが、必要となります。

方法としては、以上のようなものがありますが、手続や費用の負担が伴うこととなります。

なお、空き家対策は、全国的な問題でもあり、今後も増加の傾向が考えられることから、現在、千葉県でも千葉県すまいづくり協議会空き家等対策検討部会を組織し、検討を行っておりますので、連携を図りながら適切な対策・対応に努めて参りたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、3、軽度介護についての1点目、介護予防・日常生活支援総合事業の実情はどのようなになっているかについてお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、国は、市町村に対し、地域の実情に応じて、住民などの多様な主体により、多様なサービスの充実を図るため、地域支え合いの体制づくりを推進し、要支援者に対する効果的で効率的な支援などを目指すものと決めました。

これを受けまして、平成30年3月までに、比較的軽度の要支援1・2の方の訪問・通所の介護サービスを介護予防給付から市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされました。本町では、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したところでございます。

これからは、要支援1・2の方の身体介護は、引き続き訪問介護事業所で担い、掃除や買い物などの家事援助につきましては、住民主体によるボランティア等による支援が望まれます。

通所型サービスにつきましては、事業所で実施しているデイサービスに加え、通いの場の確保、居場所づくりが必要と考えます。

住民主体の支援につきましては、今年14日にゆうあい館で開催します地域支え合いフォーラムで、住民に助け合い活動の意義をご理解いただき、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向け、地域でお互いに支え合う仕組みを作り上げていこうとするものでございます。

また、一般介護予防事業では、高齢者の居場所づくり、閉じこもり防止のため、ミニデイサービス事業を社会福祉協議会に委託し、今年度から実施をしております。参加の皆さんは、毎週楽しみにされており、簡単な体操なども取り入れ、運動機能の向上につなげるものと思

います。

このミニデイサービス事業は、現在は週1回の開催ですが、参加者の動向を見ながら、回数を増やすなど状況に応じて対応していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の体制につきましては、今後の状況を見ながら検討して参ります。

次に、2点目の、事業運営にはボランティアの援助に頼っている部分が多いと思われるがどのような状況となっているのかについては、まず、この場をおかりいたしまして、日ごろより各種事業に多くのボランティアの皆様にご協力いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

現在、ご協力いただいておりますボランティアは、介護施設などに依頼して開催している各種教室の送迎時の介助を年間42回、3名の方に交代でお願いしております。

また、認知症予防のためのいきいき脳の健康教室を年間39回開催し、主となって教室を進行していただく脳トレサポーターを12名の方に、1回5名ずつ、送迎時の介助は3名の方にお願いしております。

お互いに顔の見える住み慣れた地域の集会所などで、月1回ほど開催の出張予防教室は、簡単な運動を中心に介護予防推進員さんに活動いただいております。

これらの事業のボランティアは、1回あたり500円から2,000円ほどでお願いをしており、無償でご協力いただいているところもございます。

今後、介護予防・日常生活支援総合事業を充実したものにしていくためには、ボランティアの役割がますます重要となって参ります。町といたしましても、ボランティアの方々を支援する方策を検討していかなければならないと考えております。

次に、3点目の、要介護1・2も移行が検討されているとのことであるが、町として今後の対策をどのように考えているかにつきましては、新聞等では報道されておりますが、要介護の介護予防・日常生活支援総合事業への移行につきましては、まだ具体的には示されていないところでございます。

ただいまご説明いたしましたとおり、要支援の1・2は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しましたが、現在も移行前と変わらないサービスを提供しております。

今は、まずは要支援に対するサービスについて、本町にふさわしい支援体制を作り上げていくことが喫緊の課題と捉えております。

国が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する背景には、保険給付費の増大による介護

保険の存続への懸念があり、また介護現場では、支援する側の人手不足が、社会的な大きな問題となっています。

今後も、国や介護保険を取り巻く環境について注視しながら、引き続き介護予防に力を入れ、住み慣れた地域で、安心して自分らしく、生き生きと生活出来るよう進めて参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 久我政史議員の1、個人情報についての2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず2点目、学校のPTA会員の情報の集め方、取り扱い、特に注意している点はどうかとのことでございます。

学校のPTA組織として、PTA独自に会員の情報収集は行っておりません。しかし、本町の園・小中学校は、全ての保護者がPTA会員であるという前提でこれまで運営をしておりますので、現状は必要に応じ学校等の情報を共有し、活用しております。

学校等における保護者に関する連絡先等の情報の収集については、家庭環境調査票などのほか、近年は保護者に使用目的や運用方法を理解してもらった上で、連絡メールサービスを活用しております。

これは、事前に登録をしてもらい、携帯電話やパソコンを介して一斉送信により迅速な情報共有が可能となる方法で、保護者のメールアドレスを学校が把握する必要はなく、個人情報も保護され、メールアドレスが他の目的に使用されることはございません。

なお、事情により受信環境が整っていない保護者については、個別に電話連絡を行うなどの対応をしておるところでございます。

この他、一部の学校において、メール配信と併用で紙媒体による連絡網を作成している学校もありますけれども、その際には不要に第三者へ情報提供をしないよう注意喚起を行ったり、連絡網には前後の連絡者の情報のみを表示し、全員の情報を明らかにしない配慮を行うなど、情報漏えいの防止に努めておるところでございます。また、年度がわりには、必ず卒業生の保護者の情報については、削除処理を行っております。

保護者の情報に限らず、教育現場における個人情報の漏えい等は、学校運営に支障を来すとともに、保護者や地域住民の信頼を大きく損なうことになりかねません。県においても個人情報管理を含む教職員の不祥事根絶に向けて各種施策を行っておりますけれども、本町に

においても各学校の危機管理マニュアルを徹底するよう、引き続き指導をして参る所存でございます。

3点目のスマートフォンの普及により、情報モラルの低下から多くの問題が発生しているが、特に対策としてどのようなことを行っているかとのことですが、議員ご指摘のように、スマートフォン等の普及により子供たちがいわゆるネット犯罪に巻き込まれる事件は後を絶ちません。

このようなことから、本町小中学校においては、児童・生徒、そして保護者、教職員等を対象に情報モラル研修を実施しております。

平成28年度は、両小学校において、児童・保護者等を対象に、携帯電話会社のインストラクターによるスマホ・携帯安全教室を実施し、中学校においては、家庭教育学級として保護者・教職員を対象に千葉県警本部少年課職員による、大人向けネット安全教室を実施いたしました。今年度も、各学校で研修を実施または今後の計画をしておるところでございます。

スマートフォン等の普及は、低年齢化し、誤った使用により犯罪に巻き込まれたり、いじめや依存症による学力の低下など、様々な問題が発生するおそれがありますので、今後も情報モラル研修を継続するとともに、研修時だけでなく日ごろから使用に当たりマナーと家庭内のルールづくりについて、指導をして参りたいと考えております。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 久我政史議員。

○4番（久我政史君） まず、最初の個人情報の関係で、町の関係で、色々問題なんかは全然起こっていないのかなという、起こっていないことを願っているんですけども、色々やっていたらいいのかなと思うんですけども、私の経験だと、何か研修をやったから、そのときは覚えているんですけども、忘れちゃうことが多いので、その日は研修、例えば、4月にやると後は余り人間というのはだめじゃないかなということがあるので、例えば、問題が発生したら必ずこれはやると思うんですけども、その辺を世の中が色々あったらその辺を題材にしてもう一回位やるとかですね、その辺は考えていってもらえば。

先程、学校のことで聞きましたら、色々子供向け、親向けとかやっているということで、これをやっぱり継続することは大事ではないか。この辺は是非授業等、授業が少なくてもやりたくないときもあると思うんですけども、その辺はやはり時間を作り、短時間でもいいから是非そういうことはやって欲しいと思います。

次は、空き家の問題ですけれども、はっきり言って私はここまでやっているのかなと、さっき私が言ったように、例えば条例なんかを作るとですね、そのまま何もしないことが多いんですけども、色々調査して結構数もやはり多いんだなど。

これからますます増えるし、何か代執行は難しいという話ですので、そこに行く前に、要は、今空き家になってから調べるんですよね。進んでいるところは、空き家になりそうところ、はっきり言うとね、例えば、私なんかの家族みたいに70過ぎてきた、誰もいない、5年もつか10年もつか、100歳までもつ人もいるんですけども、予想される家を継ぐ人がいない人が多いんですよ。そういうところに、例えば2人いるときはいいんですけども、1人になったときにどうかなとか、そこまで聞いておけば、私が一番言いたいのは、空き家になるときに、もうこうしたら売る、貸す、そこが行けばいいんですけども、ぐずぐずして10年たっちゃう。

10年もすると、イノシシは来ないけれども、何かうちの中に入ってくるというさっき話がありましたけれども、うちの近くにもそういうのがあるんですけども、はっきり言って草は近所の人刈ったりなんかしているんですよ。してやったりなんかしているんですけども、気分でボランティアでやっていて、最初はお礼して、それが当たり前になって、5年もするとお礼も言わなくなる。お礼も言わないならやめちゃおうかとか、現実にもそういうことが起こっているんですよ。

だから、その辺をやはり人間は気分の問題ですので、今は町に不満じゃなくて、今は町は逆によくやっているなど。だから、やれることはそういうふうになんか一人になったところに、聞いちゃいけないのか、個人情報だから、そこは係の人なら聞いてもいいのか、ちょっとここが私も個人情報というのはいかに難しいかということ。売るんですかとか、何か聞くのは失礼だとかね、そういうところが人間関係が出来ている人ならば聞いてもいいのかな。そこが私も個人情報の難しさなんですけれども、近所の人はある程度知っているんですよ、話をするから。だけど、それを、じゃ、どうしていいかわからないわけですよ。

そういうところをやれることを頭に置いておいてもらって、1人になったときに、あるいは亡くなったらどうするかということはある程度シミュレーションというか、予想で増えるのがどの位になるのかとかということも考えて、それも考えながら進めて欲しい。空き家が増えないように。増えるとその代執行で、最後は町にお金がかかる。今いろんなお話を聞くと、財産放棄というのをするんですよ。だから、今お金だけはもらうけれども、土地は要らない。こうなると、誰の所有だかわからなくてということになるので、是非そういうところ

を考えながら今の町の姿勢で是非進めて欲しいと、これは私の希望です。

以上です。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） まず、最初の個人情報保護でございますが、先程も申し上げましたように、庁内LANを分断してということで、実は私を含めて職員はインターネット回線と分離することによって、非常に日々の仕事をするとか、情報を得るとかということに対して、分断したことによってやりづらい面がございます。

しかしながら、先程も申し上げましたように、個人情報をきちんと守る、あるいはハッカーにやられないためにそういう措置をしております。ということで、これにつきましては万全を期しております。

また、情報としてまとめて出力したようなものについては、きちんと保管庫に鍵を閉めて、担当者だけが鍵を持ってやっているというようなことでさせてもらっております。

また、この情報関係の研修等につきましては、それぞれまた研修等をしながら、議員おっしゃるように、忘れることのないようにきちんと対応して参りたいなというふうに思っております。

また、空き家対策でございますが、議員が懸念しているように、非常にこれから大きな問題になってくるのかなというふうに思っております。

しかしながら、これの情報については、睦沢町は今7,000ちょっとの人口でございますが、小さい町だからこそある程度情報がきちんと入ってくる。また、町の区長会制度、あるいは民生委員さんの活動、この辺が有効に機能していけば、議員がおっしゃるようにスムーズに情報も入ってくるのかな。

ただ、それを記録に残すということうんぬんが、そうすることによってまた違う問題が出て来ますので、そこら辺は適宜、区長会あるいは民生委員の皆さん等で情報交換をしながら対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、小さい町村での出来ることが一番最善の形なのかなというふうに私は考えております。そのようなことで、今後とも、また町に余り負担がかからないように、事前に議員がおっしゃるようないろんな措置を講ずることによって対処もして参りたいというふうに思いますので、またご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） これで、久我政史議員の一般質問を終わります。

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（市原重光君） 次に、2番、久我眞澄議員の一般質問を行います。

久我眞澄議員。

○2番（久我眞澄君） 2番、久我眞澄です。通告に従い、3点伺います。

まず、1点目はむつざわスマートウェルネスタウン事業が不振に陥った場合の対応策はということでございます。2点目は、営農組合の支援について、3点目は、広域連携による道路網の整備ということでございます。

まず、第1点目ですけれども、この1点目は、先般の定例会においても同様の質疑をさせていただきましたけれども、むつざわスマートウェルネスタウン事業が不振に陥った場合の対応策として、本事業の成否については町民の関心も高く、今後の推移に注目しているところでもありますので、ここで再度取り上げまして質問させていただきます。

内容ですが、総合戦略の重点プロジェクトであるスマートウェルネスタウン事業は、多大な費用を投じ、20年余りにわたる継続事業となっております。この間、事業継続不能にならないための対応について、要求水準書や実施方針等に記載されておりますが、万一不振に陥った場合、施設のリニューアルや周辺に新たな集客施設を設けるなどの対策方向は、財政の泥沼化が懸念されます。この泥沼化への歯どめとなる追加投資の限度基準等をあらかじめ設定しておく考えはあるでしょうかということでございます。

2点目のほうは、営農組合の支援についてです。

現在、上市場区では任意営農組合を立ち上げておりますが、法人化した現状の営農組合とは資金活用面で大きな差があります。目下、法人化を目指して設備を整えたいところですが、現状では収益を上げるには困難な状況で、組合員のボランティア作業による営農となっております。

については、総合戦略に掲げている「集落営農による健幸で生きがいのある営農活動の推進」、これは総合戦略のK P Iの項目として取り上げている内容ですけれども、その上位のK P Iとして「次世代につなぐ活力ある農業の再生と活性化」、これもK P Iとして取り上げられます。

つまり、営農組合は、活力のある農業の再生を目的とした営農組合と、健幸で生きがいのある営農組合、この辺は分けて考えたほうがいいのではないかと。当然のことながら、両方を達成すれば一番いいんですけれども、この辺の二通りの営農組合の性質について、まずは私

どもの立ち上げている、立ち上がったばかりの営農組合ですね、なかなか法人化を目指すというのに困難が多い営農組合に対しては、町の独自の支援がいただけないか、その検討する考えはありますでしょうかという問題でございます。

3点目、広域連携による道路網の整備ということでお伺いします。

人の住むところは、原則的に家族を養える場所であると考えております。この睦沢町は、産業に乏しく、雇用の場も限られている現状でありまして、町外に広く雇用の場を求めやすくする、この道路整備が、人口減少対策に有用と考えております。

新聞記事によれば、これは8月1日の千葉日報ですが、一宮町では、JR一宮駅東口の整備を推進するということで記載されております。ついては、この睦沢町から駅に通じる一宮町地先の県道南総・一宮線の整備を、一宮町と連携協力して早期実現に持っていけないかということでございます。

以上、3点でございます。第1回目の質問は、以上で終わります。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） 久我真澄議員の質問にお答えいたします。

最初に、1番目のむつざわスマートウェルネスタウン事業が不振に陥った場合の対応策はとのことですが、議員がおっしゃるように事業継続不能にならないための対応につきましては、事業契約書や要求水準書などに記載をされております。

事業契約書には、事業者が経営不振に陥った場合、あるいはそうならないようにする方策なども規定されており、例えば事業者の経営状況については、事業者は事業期間中、毎年度、公認会計士または監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、財務書類を町に提出し、監査報告を行うこととなっており、町は、提出された財務書類による財務状況の確認によりまして必要があると認められる場合には、事業者に対しまして財務状況の改善を勧告出来るものとなっております。

この財務状況の確認、モニタリングでございますけれども、には、町側としても監査能力のある第三者を入れた中で実施するものでございます。また、モニタリング及びペナルティの考え方についても、同契約書に記載をされておるところでございます。

この考え方に基づき、様々な要因はあるわけですが、仮に本契約の履行が困難になったときなどは、本契約の全部を解除して終了させ、または解除せずに事業者の契約上の地位を町が選定した第三者に移転させることが出来るものとなっております。

また、業務期間中の契約不履行によります契約解除違約金としての保険への加入や、施設

の維持管理や運營業務の遂行に起因して発生した第三者への損害に対する保険など、多様な保険への加入を義務付けており、業務期間中のリスクの担保もしておりますので、事業の継続に対し、そのリスク回避の方策もとられているということでございます。

なお、議員ご心配の、本事業が万一不振に陥った場合、施設のリニューアルや周辺に新たな集客施設を設けるなどの対策方向は財政の泥沼化が懸念され、この泥沼化への歯どめとなる追加投資の限度基準をあらかじめ設定しておく考えはについてでございますが、ただいま申し上げましたような対策をもってしても、万一不振に陥った場合ということだと思いますが、契約書にもありますが、大規模改修や災害等によるものは除きまして、施設のリニューアルについては事業者が行うこととなっておりますので、事業期間中に町が決まったもの以外の投資をするということはありません。

また、契約の解除についても、第三者への移転についても、議会の議決が必要になるわけでございます。仮に解除となった後に、新たな事業者あるいは町直営での運営を行うに当たっての施設のリニューアルや、周辺に新たな集客施設を設けるなどの対策を町が投資する場合でも、議会の議決が必要になってきます。ということで、議会がこれに当たるというふうには私は考えております。

その場合、当然ながら、財政の泥沼化が懸念された場合には議決がされないということになりますので、改めて追加投資の限度基準等を設けておく考えはございません。

次に、2の営農組合の支援についてとのことでございますが、町では住民の方々に集落営農に参加していただき、楽しみながら農業に従事していただく「集楽栄農」を目指して、総合戦略の中で「集落営農による健幸で生きがいのある営農活動の推進」を掲げておるところでございます。

集落営農の任意組合組織は、大谷木・北山田地区で1組織、岩井地区で1組織、上市場地区で1組織の合計3組織が設立されており、組織設立当初は運営資金も少なく、各組織とも苦慮されていると伺っております。

そのようなこともありまして、先月、集落営農組織等意見交換会を開催したところ、それぞれの営農組合で活発な意見交換がされたのは、議員もご承知のことと存じます。今後も、そのように実情を直接見聞する機会を設けたいと考え、担当課にも指示をいたしたところでございます。

また、この間の会議の中でも、続けてこの会議をやるようにというような強い要望もされているところでございます。

さて、現在、農業活性化推進基金を活用した事業は、集落営農組織の法人化のための事業として集落営農組織等設立支援事業、施設機械などを整備するための農業機械等整備事業、農地中間管理機構を活用いたしました農地集積推進のための農地集積推進補助金交付事業の3事業があり、直接運営費を補助する事業はございませんけれども、農地中間管理機構を活用した地域集積協力金事業に取り組みますと、地域内でまとまった面積を農地中間管理機構に貸し付けることにより協力金が交付されます。

協力金の使途は、地域農業の発展に資するものであれば、地域内での話し合いによりまして使い道は自由となっておりますので、組織の運営費に充てることが可能と考えます。

また、一方では組織の運営基盤を強固なものとするため、稲作にこだわらず新たな栽培作物や付加価値の高い農作物の販売などの検討を行っていただき、よりよい運営方法を考えていただくことも一つの手段であると思います。

今後も、住民が健幸で生きがいのある営農活動の環境づくりを推進いたしまして、町農業の活性化を図って参りたいと考えております。

町の基金でございますが、集落営農の組織化する場合にも、町単独ではございますけれども10万円、組織化するための話し合いの費用ということで、そういうものもご利用いただいているところだというふうに考えております。

ということで、先程申し上げました国の事業等も有効に活用していただいて、まず一歩先に出ること、これが一番大事だというふうに思っております。一歩先に出れば、いろんな方策が、補助制度も色々活用出来ますので、是非ご検討をお願いしたいと思っております。

最後に、3番目、広域連携によります道路網の整備とのことでございますが、JR上総一宮駅に通じます県道南総・一宮線を一宮町と連携協力し、早期実現出来ないかというご質問でございますが、一宮町地先の玉前神社付近から国道128号線までの間は、道路が狭くて車のすれ違いも困難ということから、千葉県では平成2年度より一宮町GSSセンター付近から国道128号線に通じる県道南総・一宮線をバイパス道路といたしまして、県単独事業により整備をしております。計画延長は1,060メートルと聞いております。

現在、上市場側から見て約350メートル区間が完成しており、残り区間につきましても約90%の用地買収が進んでいるとのことでございます。

議員おっしゃいますように、当該道路が全線整備供用されますと、本町からの国道またはJR上総一宮駅までのアクセスが大幅に向上するものと思います。

しかしながら、事業そのものが県単独事業ということで、県の財政事情が厳しいこともあ

り、本町の大上地先の県道夷隅・瑞沢線や小滝地先の県道茂原・夷隅線と同様、予算は途切れてはいないものの、大きな工事の予算確保はなされておらず、完成の見込みはまだ先になるものと思われまます。

町といたしましても、国の補助事業であります上市場地先の県道茂原・夷隅線、その他の道路改良事業の早期完成について千葉県に強く要望しているわけですが、国の補助事業である上市場地先の県道茂原・夷隅線は順調に用地買収等が進みまして、工事についても目に見える進捗となっております。しかし、他の路線については、はかばかしい進捗が見えない状況にあります。

これからも、予算が途切れることなく配分されますよう、毎年継続いたしまして要望して参る所存でございます。

話がそれましたけれども、このような状況の中、一宮町地先の県道南総・一宮線も同様のものと考えてところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃられましたように、私も馬淵町長就任早々、この件については睦沢町町民が第一、一宮駅を活用する、あるいは房総地域から睦沢町に大型バスが入ってくるということで大変難儀をしておりますので、この点についても早く千葉県に協力してこの南総・一宮線が完成するようにお願いをして参ったところでございます。

なお、本路線は長生グリーンラインが国道128号線への接続道路ということも含めまして計画されているもので、本路線の早期完成には長生グリーンラインの進捗が大きくかかわっているものと考えておるところでございます。

この長生グリーンラインにつきましては、一宮町が2020年に開催されます東京オリンピックのサーフィン会場に決定したこともありまして、周辺市町村では一日も早い完成を望む声が大きくなっております。

このことから、不肖私が音頭を取らせていただきまして、長生・夷隅選出の千葉県議会議員5名及び関連市町村9市町村長と、この9月11日に千葉県を始めとする関係機関に対しまして、早期完成を求める要望活動を行って参ります。

要望の内容につきましては、オリンピックまでに一宮町までの区間の全線開通を求めるものでございます。

したがいまして、議員申されます路線についても、長生グリーンラインから国道へのバイパスということもありますので、今後グリーンラインと併せ一宮町長とも十分協議・協力した中で推進して参りたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員。

○2番（久我真澄君） 第2回目の質問に入らせてもらいます。

まず、第1点目のむつざわスマートウェルネス事業についての質問内容なんですが、特に契約内容に沿って行っていれば問題ないよという回答をいただきました。

その中で、今回この同様の質問というのは、前回、前年度の第2回定例会の中で、伊原邦雄議員のほうから、やはりこの辺のうまくいかなかった場合はどうするんだということで質問があって、その中の回答で、私もよく理解は出来なかったんですけども、プロジェクトファイナンスというような言葉が出て来まして、その中で金融機関と事業者、SPCですね。事業者が直接資金のやりとりをやって、そこでクローズするんで自治体のほうは、財政には関係ないよというようなお話だったかと思うんですが、そうでなかったかな。

そういう話だったと思うので、だから、例えばリニューアルするとかそういう場合は、やはり自治体からの資金ではなくて、事業者と金融機関の間で資金のやりとりをやって、結論としては、その金融機関が、うまくいこうがいくまいが、その責任をとるといような格好だと理解していいんですかね。そうではないか。その辺が一つですね。

それと、営農組合のほうについてですが、営農組合の中の前向きな回答をいただいたわけなんですけれども、この中で、現状をよく見て対応したいということでございましたけれども、この現状の中でその一端を実例としてお話ししますと、今、上市場営農組合で営農を始めた田畑で、町営住宅の裏側に借りた田畑があるんですが、そこには町道が通ってしまって、その町道を使わないとその田からの米の搬出は出来ないというような状況の町道でございまして、実はその町道がまだ舗装もされておらず傾いておって、田のほうに傾いていっている。

そこには、踏み板とかコンクリート等をやって補修はしているんですけども、それでも田のほうに傾いていって、実は私なんかはその町道の草刈りをやったときに、草刈り機がどンドン田のほうに入っていって、用水路のバルーンまで刈ってしまったと、草刈り機で。大水を出してしまったんですけども、そういう状況で、今回稲刈りをやったというコンテナについても、軽トラにコンテナを積んでいっても、果たして軽トラでそのコンテナを積んだ後、うまく走れるのかなというような懸念もありまして、その辺もよく見ていただきたいなと思います。

町道の整備ですね、その辺も併せて役場の中で連携をとりながら、早期に直していただければと思います。

3点目は、広域の整備なんですけれども、今回私のほうで要望したかったのは、先程言った県道一宮線の一宮駅に出るところなんですけれども、県道といっても途中まで行くと、先、町長がおっしゃいましたように、どこが県道かわからない。県道でありながら一方通行であり、時間帯によっては通行どめになってしまうような道路で、これはいかにも県道とは言えない、いつの間にかなくなった道という感じで、これは早期実現を目指していただきたいわけなんですけれども、グリーンラインとの絡みということもおっしゃられましたけれども、どっちかといえば私を感じるにはグリーンラインのほうが産業道路なんですけど、県道一宮線のほうは、この町にとっての通勤者、通学者の生活道路として位置付けられるようなものなので、是非とも早期実現のほうはやっていただきたいと思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（市原重光君） 質問は終わり。

○2番（久我真澄君） 特に、要望というのはないんですけれども。

○議長（市原重光君） 久我真澄議員、一般質問については、やっぱり質問の趣旨から今の内容からすると外れているから、要望等についてはやはりこの場でやるべき問題じゃないというふうに私は思いますので、要望活動をするのであれば、ふだんからやってください。

そういうことで、本人が理解しないでしゃべるということは、記録に残っちゃうから、その辺は十分に注意をしていただきたいというふうに思います。議員必携にもそうやって書いてありますから。

○2番（久我真澄君） わかりました。

○議長（市原重光君） じゃ、町長、お願いいたします。

○町長（市原 武君） それでは、久我真澄議員の再度のご質問でございますが、プロジェクトファイナンス等の具体的な内容については、担当課長のほうからご説明させていただきたいと思います。

それから、営農組合の関係は、営農組合の支援は、当初任意組合を立ち上げるものについては、10万円の範囲内で支出をさせていただいているということで、当組合からは10万円までは要らないということで必要な金額だけ交付してあるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先に出たものについては、また先に質問をいただいたことのみ答弁をさせていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

また、3点目の一宮町の南総・一宮線につきましては、行政区域が異なりますので、私の

ほうから詳しい内容を言及することについては控えたいと思いますので、それについては議員活動の中から一宮町のほうに直接やっていただいたほうがいいのか。

私は、先程言いましたように、町民のことを考えた中での一宮町長への進言はさせていただいていますということにとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 鈴木まちづくり課長。

○まちづくり課長（鈴木政信君） 命によりまして、お答えさせていただきたいと思います。

スマートウェルネスタウン関連でございますけれども、プロジェクトファイナンスの件ということでございます。

もともとこのプロジェクトファイナンスでございますけれども、銀行というか金融機関がファイナンスをする場合に、プロジェクトファイナンスということで、そのプロジェクトそのものについて評価をして融資をするというものでございます。

コーポレートファイナンスとは違って、このプロジェクトそのものについての融資をするということでございます。

それと、直接協定という話が出ましたけれども、この直接協定とは、町と金融機関がダイレクトに協定を結ぶものというものでございます。その中で、事業者のほうで、もし危うくなれば、その事業者の組織、SPCで幾つかの企業が入っていますけれども、それを入れかえてそれを運営をもう一回盛り上げていくというような形をとるものでございます。

それと、金融機関が責任をとるのかという話でございますけれども、今言ったように、金融機関はその監視をしておりますので、事業者に対して、そこの中でもし危ういとなれば、先程言ったように事業者の入れかえと、中の入れかえをするということで、責任をとることになるかと思いますが、状況が悪化すると思われるような事業については、先程も言いましたけれども、プロジェクトファイナンスでございますので、融資をしないということになるかと思いますが。

以上でございます。

○議長（市原重光君） よろしいですね。

これで久我眞澄議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで暫時休憩といたします。

(午前11時43分)

○議長（市原重光君） それでは、時間前ではありますけれども、おそろいのようなので、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 1時00分）

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（市原重光君） 一般質問を続けます。

次に、5番、田邊明佳議員の一般質問を行います。

田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 最初に、先程一般には公表したくないので配慮を議員に求めておりましたが、傍聴の方もおられ、町内放送され、また議事録に載るのではないかと思うのですが、個人情報等の観点から大丈夫でしょうか。余計なことですが、心配です。

それでは、通告順に従い質問させていただきます。

新たな道の駅について。

新たな道の駅の運営会社も決まり、平成31年度のオープンに向けて本格的に始動していくと思います。

町民の関心も高く、地区懇談会でも多く話題に上っており、他議員の質問にもありましたが、町民の多くが期待とともに、いまだ不透明な部分と不安を持つ事業となっております。

町長は基本的にスピード感を持って事業を進める方ですし、それがいけないとは申しませんが、スピード感を持っていくことで取りこぼしも出て来ることもあります。

ですから、十分な説明と周知は必要で、そこがおざなりになってしまうと後々の問題にもつながってしまうこともあるかと思えます。私はそういった懸念を持ちつつ、この場で町民の代表として質問するものであります。

まず、つどいの郷むつざわの生産者を集めた運営の報告会で、新たな運営の方が挨拶し、簡単な質疑応答がありました。その中で、生産者と意見交換会を行うとのことでしたが、いつ行う予定でしょうか。

細かなことは決まっていなくても、大まかな運営方針は決まっているはずですし、先日町長の答弁にもありましたように、運営が決まっていないことで戸惑いのあった生産者へきちんと運営を紹介した上で、どういった方向で直売所の運営をしていくのか、どういった商品を展開していきたいのか、また、現・道の駅から引き継がれるもの、引き継がれないものなど、説明していくべきではないかと思えます。

前回は申し上げたとおり、時間は残り少ないですし、作物はすぐに育つものでもありません。今のところ、一生産者の目線で見ると、いささか町も、新たな運営も、のんびりし過ぎているように感じられます。

新たな道の駅を作っていくに当たり、町や新たな運営会社は生産者とのかかわり方についてどう考えているのか。また、地区懇談会で意見交換会を早急にやりたい、回数を重ねていきたいとおっしゃっていましたが、どうなっているのでしょうか。

二つ目、子供の安全について。

現在、小学校再編に向け、様々な協議がされていると思いますが、9月4日に町ホームページにも、平成30年4月からのスクールバス運行要綱や陸沢町通学路における子供たちの安全確保に関するガイドラインなど、アップされていました。

以前にも質問いたしました、ボランティアの方々もお骨折りいただいておりますが、現在は少子化の影響もあり、徒歩通学の途中で人気のない場所を一人で歩いている子供や、スクールバスなどの子もおりた後一人で歩いている姿も見受けられ、保護者の方から心配の声を聞いております。

子供に関する痛ましい事件も多くあります。ガイドラインもございますが、現在心配の声が多く届いておることから、町として子供の通学を守るためにどういった考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

まちづくりについて。

当町は、今のところハード面でのまちづくりが目立つように感じられます。建物や道路整備など、形あるものへの投資は目立つものですが、いたし方ない面もあるかもしれません。

ですが、一例として、例えば家を建てたことで既存の住民に対する住民サービスで、どんな恩恵があったかということにははっきりしませんし、また、多くの住民の方も疑問に思っているところでもあります。

ハード面の整備を行えば、ソフト面での強化は必要になってくるものですが、当町はどうソフト面の充実を今のところ図っているのか。わかりにくい面ですので、住民サービスでのソフト面での充実に対する考えをお聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それでは、田邊明佳議員の質問にお答えいたします。

私からは、1番目の新たな道の駅についてと、3番目のまちづくりについてをお答えし、

2番目の子供の安全については、後ほど教育長からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の新たな道の駅について、生産者へのかかわり方とありますが、町といたしましては、出来るだけ多くの方に道の駅への出荷をしていただきたいと思いますと考えております。

要求水準書では、地域振興施設で扱う農産物や花卉などは、原則、町内で生産されたものとし、安定して地元からの供給が出来る出荷体制の構築に努めることとしており、基本的には町内の生産者の皆様に、より多く参加していただくとともに、安定して地元からの供給が出来る出荷体制の構築ということで、事業者だけに頼るのではなく、町も生産者へのバックアップが出来る体制や支援をしていきたいと思っております。

現在は、農業と道の駅の連携による持続可能な生産販売体制づくりということでの支援をしておりますが、今後の状況を見ながら、生産者が安心して農産物などの生産が出来、かつスムーズな出荷体制がとれるよう、後押しが出来ればと考えております。

また、これから出荷者協議会を組織していくこととなりますが、その準備段階といたしまして、つどいの郷むつぎわの役員を始め、つどいの郷むつぎわで作っていただいた調査研究会のメンバーと町、当初、協議会設立までは、まちづくり課が対応するようにしておりましたが、農家とのつながりが大きく、生産者との信頼関係が構築出来ている産業振興課もメンバーに入れて進めていくことといたしました。そして、事業者側との意見交換や十分な協議をする場として、出荷者協議会準備会を設けております。

7月には第1回準備会が行われ、今後のスケジュールや不安に感じていること、施設利用における改善要望などの意見交換をいたしました。

これに対し、事業者側としては、生産者の不安の解消や施設の改善策などを検討することになりました。

まずは、生産者自身のご意見をお聞きしないと、事業者側でも適切な対応がとれないということもあり、このような機会を作っていただいたつどいの郷むつぎわの皆様に感謝申し上げる次第でございます。

なお、この準備会で協議した事項につきましては、ある程度協議が進んだ時点でつどいの郷むつぎわのほうから、生産者の皆様方へ報告をすることになりました。

また、現在道の駅に出荷していない方への周知につきましては、広報などでお知らせをしていきたいと考えております。

なお、出荷者協議会の設立につきましては、平成30年6月をめどに進めて参ります。

また、出荷者の募集などについても、広報、ホームページに掲載するとともに、農業塾へ

の参加者などへお知らせしたいと考えております。

併せまして、これはソフト事業ということになりますが、道の駅オープン後の生産者への支援策についても、産業振興課において検討したいと思っております。

次に、町や新たな道の駅の運営会社の考えはどのことですが、運営事業者側では新しい道の駅がより一層、睦沢町の特産品の発信拠点となり、魅力ある農産物、商品の取り扱いにより、多くのお客様に立ち寄っていただき、道の駅の売り上げ増、ひいては生産者の収入増につながるよう、生産者と密接な連携を図り、魅力ある道の駅にしたいということでございました。

また、専門家の知見も交えた中で、生産者の意見も取り入れながら道の駅の出荷・運営のルールについて、出来る限り公平なルールを作って魅力的な店舗づくりを実現したいと思っております。

そのためにも、今後も引き続き出荷者協議会準備会の皆様とも定期的に意見交換をしていきたいということでございました。

次に、3点目のまちづくりにつきまして、当町は今のところハード面でのまちづくりが目立つように感じるが、まちづくりはソフト面の充実も必要と思う。そのあたりの考え方についてということでございますが、まちづくりにおきましては、施設整備などのハード面での取り組みと、それを活用したソフト面の取り組みの連携は欠かせないものと認識しております。

ハード面での取り組みにおきましては、ソフト面を生かし、十分な効果を発揮出来るよう、地域の魅力を演出するための空間形成への配慮が求められるものであり、地域にしましては、成果、アウトカムを徹底することが重要であると考えているところでございます。

ハード面の整備を先行し、それを活用するためのソフト面での取り組みを追随するということもあります。私といたしましては、ソフト面での取り組みと時期に合わせ、その成果を十分に発揮出来るような行政のハード整備といった形での連携が、効果的・効率的な行政投資になると思っております。

また、一度整備された施設は長期間にわたって活用されることから、その整備効果が長期的に持続する施設となるよう留意することも必要となります。

このようなことから、スマートウェルネスタウンを整備するに当たっては、整備後のソフト面での取り組みが、その成果を十分に発揮出来るよう、また、その取り組みを効果的・効率的に実施出来るよう、行政が苦手とする分野を補完してもらおうという観点も含めまして、

議員の皆様と発案時点から幾度となく協議をして、結果的にはP F I 事業という手法を選定し、推進しておるものでございます。

また、総合戦略においても、本町の特性を生かした各種の取り組みや、本町ならではの新たな取り組みを展開していくことで、誰もが安心して健康に暮らし続けることが出来る地域社会の構築を目指しております。

その中で、議員はハード面でのまちづくりが目立つとのご意見でございますけれども、決してソフト面をないがしろにしているものではなく、例を挙げさせていただきますと、これからの住民自治は、地域のことは地域の皆さんが考え行動することが重要であることから、上市場地域での魅力づくりプロジェクトへの支援をさせていただき、上市場地区では住民が主体となったコミュニティが形成され、多くの催しを行っていただいております。

また、瑞沢地域でも同様に地域が元気になるためのワークショップなどの支援をさせていただいております。

そして、スマートウェルネスタウンで申しますと、物販施設における農産物などの出荷者の所得増や、そこに参加することによる生きがいづくりを農業と道の駅の連携による生産販売体制づくりということで、推進をしているところでございます。

私は、ある人が農業塾に参加したことがきっかけで道の駅への出荷を始めたという記事を見ましたが、その方は睦沢町にお嫁に来てからアマチュアで野菜作りを始めたということですが、もともと自分たちが食べるために作っていた野菜、それを販売しようとしたきっかけは、農業塾への参加だったそうでございます。

おいしく食べてもらえるようにレシピをつけたり、自分が作った野菜だとわかるようにシールを作ったり、創意工夫を凝らすことも楽しい。自分が育てた野菜が商品として店頭並び、買ってくれる人がいる。おいしいと食べてくれる人がいる。今は、それが生きがいになっているとおっしゃってございました。

私は、これを見たとき、ソフト事業は人に生きがいを与えることも出来るんだなど、決して間違った方向ではないなと再認識をしたところでございます。まさしく議員がおっしゃるとおりだというふうに考えるところでございます。

また、過去には、議員ご承知のとおり、6次産業化に係る商品開発などへの支援も行いました。

ふるさと納税を通じての、むつざわ米を中心とする返礼品による町のPR、集落営農への支援、福祉関係では、高齢者や妊産婦などを対象とした福祉タクシー事業、高齢者への配食

サービス、介護用品の支給など、子育て支援では、育児用品購入助成から、ゼロ歳から高校生までの医療費助成など、教育関係では、中学生の海外交流、むつぎわアフタースクール・学習支援事業など、健康づくりでは、ウエストへるス塾や健幸ウォーク事業など、若者定住関係では、土地及び住宅取得助成やリフォーム助成など、その他にも多くのソフト事業を展開しているところでございます。

ここ2、3年はスマートウェルネスタウン事業という大きな事業を推進しておりましたので、ハード面でのまちづくりが目立ったというイメージが確かにあったと思いますが、まちづくりはソフト面の充実も必要と思うという議員のお考えは、私はもっともだというふうに思っておりますので、これからも職員ともども知恵を絞りながら、さらに充実させていきたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、冒頭に議員おっしゃってくれました、ご心配の個人情報ということですが、これにつきましては、酒井さん本人にも議会の皆さんにはそれなりの場所なので、議会にはご報告をさせていただきますが、広報紙には載せないという約束をとらせていただいたということで、それでご理解をいただいているというふうに思っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 今井教育長。

○教育長（今井富雄君） 田邊明佳議員の質問にお答えいたします。

2番目の子供の安全についての、小学校再編に向け、子供の安全を考えた通学についてどういった考えを持っているのかとこのことですが、子供たちの通学路の安全については、これまでも睦沢町通学路安全推進会議において、睦沢町通学路交通安全プログラムにより、危険箇所の合同点検や対策、またPTA連絡協議会活動による地域安全マップの作成や防犯ボランティア等による見守りを実施しております。

小学校再編に向け、再編準備協議会からの報告により、新たに睦沢町通学路等における子供たちの安全確保に関するガイドライン及びガイドラインに基づく睦沢町スクールバス運行要綱が策定されました。

このガイドラインは、睦沢町安全で安心なまちづくり条例に基づき、通学路等における子供たちの安全を確保するために、地域住民、保護者を含む学校関係者、行政機関など全ての関係者が協働して講ずべき具体的な措置を定め、促進を図ることを目的としております。

また、睦沢町スクールバス運行要綱においては、ガイドラインに基づくスクールバスの利用範囲や手続等を定めております。これらの策定に当たっては、スクールバスの運行により、

児童の体力が著しく低下することがないように配慮しております。

なお、バスの利用対象とする通学距離にかかわらず、危険箇所の一人下校など、通学の実態により安全性を考慮した運行を行うことも定めてございます。

いずれにしても、通学路等における子供たちの安全を確保していくためには、子供たちに対する安全指導はもとより、通学路の安全点検や経路等の見直し、そして地域全体の見守りの継続なくしては確保が難しいと考えております。

教育委員会では、子供たちの安全確保も含めた、町民誰もが子供たちを支える当事者となる地域とともにある学校、コミュニティ・スクールの導入に向け、現在準備を進めているところでございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） 出荷者協議会の準備会ですか、そういうものも行っているということでございますけれども、それはやっぱり特定の人のみですよ。そこからまた先の生産者さんへの報告だけでいいのかというのが一つと、運営が決まっても生産者がはっきり、運営はこういう人でこういう要望があって、我々はこういうふうにしていけばいいんだというのが、どう動けばいいのかわからないままでは生産者のモチベーションも上がらないで、現在の直売所のカラーの一つである、小さな農家さんの様々な何か特色のある商品なども損なわれていく心配があるのではないかという心配をしているんですけれども、建物が出来ればみんなが喜んで出荷するという事はないと思います。

ちゃんと誠意を持って、運営者が生産者と協議は準備会がするにしても、お話をして皆と一緒に運営、町と生産者みんなで盛り上げていこうという雰囲気が絶対的に今のところ足りないと思います。

準備会はやっているみたいですが、生産者から見れば何だろう、決まったけれども、何もこちらには来ないなという気持ちが非常に強いです。

運営者も密接な関係を持ちたい、発信拠点としたいとおっしゃるならば、もっと熱心に生産者のところにおりてきてお話しすべきじゃないかと思いますが。

どうのお考えなのでしょう。私には運営者がどうしていきたいのか、さっぱり見えません。温浴施設の直売所はおまけのかなみたいな気もいたしますが。

関連して、今いる従業員の方々の処遇はどうなるのでしょうか。売り上げが上がってきた一つの要因は、皆さんが、従業員のお客様への対応のよさも本当にあるんですね。何らかの

対応は考えていらっしゃるのでしょうか。

それで、二つ目。すみません、教育長、とても丁寧に答弁していただきましたが、その今決めていることで、保護者から来たその心配されている点であるとか、それは全てカバー出来るということで、そう思ってよろしいのでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいんですよ。

現在は、本当にいつどこに危険があるかわからない時代です。顔見知りによる、子供たちを守るべき方の犯行、事件もありました。子供の安全に対しては、やり過ぎることはないと思うんですね。本当にボランティアの皆さんも大変ですし、地域の皆さんにも協力していただかなければいけないので、それは本当に難しいことだとは思いますが、また、スクールバス運行について、おおむね3キロメートル以上、または通学の実態により安全性を考慮してとありますが、実際3キロメートル以内で安全に考慮してスクールバスを利用している児童はいらっしゃるのでしょうか。

三つ目ですね。ソフト面、主に言われていることは、無形の、ハード面の中で動く商品やサービスであって、私としては、主に人的サービスという認識で質問しています。

町長は、ソフト面の充実もやっっているかと、わかっているというご答弁だったんですけども、まずそれがやっているのはわかるんですよ。町民に届かなければ意味がないと、私はそういうことを言いたいんですね。

ほかの議員もたびたびおっしゃっていますけれども、人に目を向けてちゃんとわかっもらうということ、そういうことはやっているのかということなんですよ。

先日、若い方に、30代の方なんですけれども、町は我々に目を向けていないと言われました。子育て支援等も充実していますし、そんなことはないと思うんですけども、実際そういう方もいらっしゃるんですね。

また、高齢者の方からは、我々のグループが運動公園を使えなくなった。草もぼうぼうなところもあるし、誰のための運動公園なのかという、そういった苦情もいただきました。

また、地区懇談会で出た問題の答えや、その後の町ホームページに載せられておりますけれども、ホームページでは届かない方も、特に高齢者は多くいらっしゃって、特に高齢者はそういった見るすべがないがために、質問者に直接回答書を送ったり、その後の経緯などを紙ベースで配布する、回覧するなどしたほうがいいのか、我々の意見はどうでもいいのかという、そういった厳しいご意見も伺っています。

やっているのはわかるんですけども、それが本当に届かなければ、きちんと届くよう努

力しなければ、届いて認められなければやっていないと同じことだと私は思います。

その意見を踏まえた上で、町はどうお考えか、再度伺いたいと思います。お願いします。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ私のほうに届かないような、かゆいところに手が届くようなご指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、幾らこちら側がやっていると言っても、それを住民が感じていなければ、実際は何の効果もないのかなと、私もそのとおりだというふうに思います。

そこら辺については、十分反省しながらこれからの町政に取り組んで参りたいというふうに思っております。

そういった中で、まず、新しい道の駅と今の道の駅、まず、私どもで考えたのは、今まで道の駅を農家の代表の皆さんが有限会社を設立して、これに当たっていただきました。当然、今やっているものからどういうふうに変わっていくのかということがありますので、そういった意味ということもしながら、出荷者協議会の準備会ということで、今のつどいの役員さんプラスつどいの中の役員の中で、次の橋渡しするための役員を既に決めてもらってありましたので、まずそこで今の形がどういうふうになるのかというものをまず詰めるのが先かなと。

当然、管理者が変われば少しずつ変わっていくものと想定されますので、まずそこら辺の意思の疎通がまず必要というようなことから、出荷者協議会の準備会を設立してもらったところでございます。

また、その次の、じゃ、今のつどいの郷の役員とその準備会だけでいいのかということになると、当然そうではないというようなことで、今のつどいの関係者プラスということで、それにつきましては、先程申し上げましたように、今度は出荷者協議会を設立するというところで、これを平成30年の6月をめどとして進めてもらっているところでございます。

それが、議員おっしゃるには、遅いんじゃないかというお話なのかなというふうに思いますが、またそこら辺については、そういうご要望があれば新しい会社、SPCのほうにもその旨お伝えしながら、どういう方向で対応しているのかということも新たにまた協議をしていただければなというふうに考えているところでございます。

それから、また現在の道の駅の店員さんのことですが、当然私も従前担当課長ということで、十分内容については熟知をしているつもりでございます。

ということで、今の特に店長を始め、一生懸命やっただいて、常に右肩上がり毎年

売り上げが伸びていた。これは従業員のたゆまぬ努力の結果である。もちろん、生産者の皆さんの努力ももちろんでございますが、そういうことも含めて素晴らしい活動をしていただいているという評価を私自身もしているところでございます。

というようなことから、新しい会社に店長あるいは社長に、新たな会社の条件等もご理解をいただきながら、最終的には面接を行った上で、新たな道の駅でそういう条件だったら自分は働けるか働けないのか、まずそういう面に対しては、全員が希望があればですね、全員受けていただくというお話をさせてもらっているところでございます。

いずれにいたしましても、最終的には、新しい会社の方針も、多少は新たな方針も出て来るのかなというふうに考えます。そういったもので、そういうものを理解していただいた中で、面接を行った上でということ、全員に面接を受けていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、地区懇談会のことでございますが、とりあえずはホームページには載せてございますが、この後また区長会等もでございます。その区長会でペーパーによるものをお配りする、回覧をするということも区長さん方をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

ご指摘されてからやるのではなくて、やる気持ちはあったんですが、ご指摘が少し早かったということで、私どもが大変遅れていまして、大変申し訳ないと思っておりますが、また今後ともご指導いただけますようよろしくお願い申し上げます。これが結果的には住民のためになる、あるいはまた行政と住民の橋渡しを議員がきちんとしてくれたということで、町民が満足してくれるように私どもも努力したいと思いますので、今後とも指導をよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） それでは、私のほうから命によりお答えしたいと思います。

先程の通学路の関係で、今決めているところで全てカバーが出来ているのかという点でございますけれども、まず、これから運行して参りますバスの経路等につきましては、6月に瑞沢と土睦の両小学校の保護者の方と意見交換をしまして、その中で案として今経路を決めて公表しているところでございます。

また、現在も日ごろの通学路につきまして、保護者の方から不安なお話をいただいたときなどは、通学路の見直しも行っております。

また、議員おっしゃるように、確かに顔見知りのボランティアの方とか、そういうような事件がございますけれども、顔見知りの方からの被害、子供たちの色々な事件というのも確かにございます。その点につきましては、私どもも危機感を持っておりますけれども、子供たちには日ごろから安全指導を継続していくことでそういうことから回避をしたいなということを考えております。

また、3キロ未満でバスのほうのスクールバスに乗っている、利用しているところでは、現在のところでは寺崎地区の1、2年生、寺崎地区の場所で不審者情報が多い場所もございますので、現在は乗車の対象としているところでございます。

平成30年度からにつきましては、これからバスの利用の申請を保護者から受けた中で、3キロ未満であっても個々の状況を検討いたしまして、対応して参るところでございます。

いずれにしても、どこまでやったから十分というところはなかなか難しいところがありますけれども、町民の方々は、現在防犯ボランティアの方々にもご協力いただいておりますけれども、子供たちの安全を守り、支えるにはやはり地域の皆さんの力をおかりしないわけには参りませんので、コミュニティ・スクールの推進、そして周知をこれから図って、子供たちの安全を守ることに努力して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（市原重光君） 田邊明佳議員。

○5番（田邊明佳君） まず最初に、生産者とのかかわりについてでございますけれども、まず形を詰めるのが先ということで、別にきちんと全てを決めてからどうですかということじゃなくて、道の駅で直売所をやっていく、みんな頑張っていこうとかいうか、物事を進めていく上で意識の共有は大事だと思うんですよ、すごく。これから先、みんな一緒になって頑張っていこうとかいう、そういうのをまずやったらどうですかと言っているのですが、ちょっと見解の相違があるのかなと。生産者の皆様と交流を進めていくことに、ちょっと消極的なのかなと思わざるを得ないかなと思います。

スクールバスに関してですが、スクールバスについては、時代の変化に即して、通学の状況や保護者の意見を聞きながらですけれども、私はすぐというわけでもないんですけれども、そのうち中学生の利用もある程度視野に入れたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、町はどう考えているのか。

あと、ハード面、ソフト面ですね。本当はハード面というのはわかりやすいもので、ソフト面というのは本当にわかりにくいものではあるんですけれども、市原議員も先程おっしゃっていたように、一段落しておりますし、ハードも、今こそソフト事業を強く進めていくべ

きではないかと思うんですね。

まちづくりというのは、丸山議員もおっしゃっていましたが、産みやすく育てやすく安心して老いていける町を作っていくことだと思うんですけども、よく課を超えたグループ制でとかおっしゃっております。有能な職員もいっぱいいらっしゃいますから、そういったハード面を抜きにして、ずっと住み続けたいまちづくりをやっていけるんじゃないかと私は期待しているのですが、意気込みを聞かせていただきたいと思います。

あと、届かなければ意味がないと、町長はよくわかっていらっしゃると思うんですけども、職員の皆様にも、この事業はどう町民の役に立って、その後どうフォローしていくかをよく考えて、物事に当たっていただきたいなと思います。

○議長（市原重光君） 市原町長。

○町長（市原 武君） それこそ、議員からは、住民目線に立って行政のあり方を一々ご指導していただきまして、誠にありがとうございます。

私も、そのとおりでというふうに思っておりますので、その辺については十分にやっていきたいなというふうに思っております。

それから、道の駅の関係でございますが、そもそも道の駅が、現在の道の駅は手狭になってきている。社長の居場所もない。従業員の休憩場所もままならない。それを何とかしろというところから出発しております。

そういった場合には、やはり現在の道の駅がどのようになっているのか、どうしているのか、それを十分検討した中で、新しいものを融合する。まずそこから始めるべきだと私は思っておりますので、それが違うということであれば私は承知が出来ないというふうに思いますので、それは見解の相違だということで、それはそれでいいと思います。

私は、やはり今の道の駅をどうやって変えていったら本当に町民のためになる、あるいは生産者のためになるということから始めて参りたいということでございますので、ご理解をいただければなということで、期待を申し上げて終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（市原重光君） 白井教育課長。

○教育課長（白井住三子君） 命によりお答えいたします。

ただいまの中学生に関してでございますけれども、現在のところ、中学生の通学方法を変更する予定はございません。

ただ、中学生の通学路につきましても、通学路の安全点検、そして、安全が保たれるよう

な対応のほうは継続して行って参るところでございます。

○議長（市原重光君） これで、5番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

◎議案第1号～議案第5号の一括上程、説明

○議長（市原重光君） 日程第4、議案第1号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）から、日程第8、議案第5号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてまで、5議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 議案第1号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正額は、6,222万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ36億8,102万9,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

全体的な補正といたしまして、人件費につきましては本年度の人事異動等に伴うものです。人件費以外の補正につきましてご説明いたします。

2款1項2目文書広報費につきましては、毎年多くの法改正が行われている中で、それに準じて必要な条例改正などは行っておりますが、3年に一度漏れがないよう、全ての条例に関し洗い出しを行い、更新するため、法制支援業務を委託するものです。また、備品購入費は、広報用のカメラが故障し、機器の保証期間も過ぎており、修理出来ないため、新たに購入するものでございます。

2款1項5目財産管理費は、先程行政報告をさせていただきましたが、住民からの寄附があり、福祉全般に役立てて欲しいとの要望から、福祉振興基金へ積み立てるものです。

2款1項6目企画費の報償費は、瑞沢小学校施設利活用事業に係る事業者選定委員会の設置に伴う外部有識者への謝礼でございます。また、旅費につきましては、鳥取県倉吉市で行

われる、全国「道の駅」連絡会総会、シンポジウムに係るものです。

調査・設計委託につきましては、スマートウェルネスタウン造成地における平成28年度のCBR調査結果から、路床の改良が必要となり、路床改良配合試験を行うものです。

CO₂削減ポテンシャル診断業務委託につきましては、CO₂抑制のためのCO₂削減ポテンシャル診断事業を全額国が支援するもので、事業者自身の取り組みによる設備機器の効率的な運用や低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的としており、本補正では、公民館、ゆうあい館、資料館を対象とし、診断を実施します。診断結果においては、当該施設の今後の維持管理に役立てるものでございます。

睦沢町学校施設整備基本構想検討業務につきましては、今後の学校施設の整備に向け、既存の園・小・中の現状や課題を整理し、園・小・中一貫教育の導入に係るメリットやデメリットの整理、建設候補地の検討、事業の全体スケジュールの検討などを行い、基本構想作成までを2か年度にわたり、継続費を設定して実施するものでございます。

付帯道路改良工事につきましては、国庫補助金の配分が増額となったことによりまして、山田谷・芝原線の次年度の計画分を前倒しで実施するものでございます。

ガス発電負担金につきましては、スマートウェルネスタウンへのガスによる電気・熱の供給に要する費用として、町が負担金を支出するものでございます。また、地域活性化住民提案事業補助金につきましては、当初4団体の申請を予定しておりましたが、実際の申請が2団体であったため減額するものでございます。地区集会施設等補助金は、大上区の礎上集会所の修繕に係るものでございます。

2款2項1目税務総務費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び通勤に係る費用弁償を計上いたしました。

2款2項2目賦課徴収費の償還金につきましては、法人町民税において、事業所が平成28年度分を制度に基づき、みなす申告し、納税しておりましたが、平成29年度当初予算編成時には、当該事業所の情報をもとに、平成28年度みなす申告による納税分の償還金を予定しました。しかし、平成28年度分の確定申告において、予想以上に業績が悪化し、本来納税すべき額が減少したため、償還金の増額をするものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の電算システム改修委託料につきましては、マイナンバーカード等記載事項変更に伴うシステム改修であり、希望者には旧姓が入るようにするものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費の賃金及び旅費につきましては、当初、臨時福祉給付金事務

のため、臨時職員を採用しておりましたが、9月末で採用期間が終了いたします。しかし、今年度は高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画・障害者福祉計画の策定、福祉タクシーの5年に一度の登録の一斉更新などがあり、例年よりも事務が煩雑になることから、10月以降も臨時職員1名を採用するものでございます。

町社会福祉協議会補助金につきましては、先程もご説明いたしましたが、住民からの寄附金を活用し、経過年数の多い車両につきまして、利用者の安全面も考慮し、新たに更新するため増額いたしました。

3款1項2目及び6目につきましては、人件費の補正に伴う繰出金の増額です。

3款2項1目児童福祉総務費につきましては、放課後児童クラブ移転に伴う土睦小学校改修工事で、エアコンの新設をリース対応に変更し、工事費を減額するものです。また、移転に伴う倉庫の設置は、利便性や児童の安全確保から、当初よりも大きいものとするため増額いたしました。

4款1項2目予防費につきましては、睦沢町保健栄養推進員協議会が栄養改善功労厚生労働大臣表彰を受賞することとなったことに伴いまして、表彰式が島根県松江市で行われることから、随行職員の旅費と協議会への補助金を計上いたしました。

7款1項1目土木総務費の道路台帳補正委託につきましては、林道関係補助金を活用し整備いたしました2路線が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による制限期間を過ぎ、今後町道認定をすることで災害復旧事業等の適用も可能となり、かつ普通交付税算入の対象となることから、今回道路台帳整備を行い、町道として管理するものでございます。

7款2項2目道路新設改良費につきましては、国庫補助金の配分が増額となったことによりまして、次年度の計画分を前倒しで実施するものです。

9款2項1目学校管理費の給食用備品につきましては、冷凍庫が故障し、現在は冷媒ガスを補給しながら使用している状況でございます。食中毒などの発生原因を特定するための保存食は、専用冷凍庫にマイナス20℃以下で2週間以上保存するよう、衛生管理基準で定められているため、更新をするものでございます。

9款3項1目学校管理費につきましては、睦沢中学校のランチルームの雨漏り調査を実施しましたので、生徒の衛生面を考慮し、早急な対応が必要であることから、改修工事を計上いたしました。

歳入につきまして、国庫支出金、町債は、各歳出の特定財源、一般寄附金のうち一部は寄附者の希望により福祉振興基金に積み立て、町社会福祉協議会補助金の補正分に充当するた

め、繰入金を計上いたしました。

また、諸収入の雑入は、ガス配管舗装本復旧工事負担金として収入し、山田谷・芝原線改良工事に充当いたしました。

一般財源につきましては、普通交付税を充当いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 平成29年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、566万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億5,295万3,000円といたしました。

内容についてご説明いたします。

歳出については、1款総務費で主に共済費の改定に伴い、職員人件費を48万円追加いたしました。

10款諸支出金は、平成28年度国民健康保険療養給付費等負担金の精算に伴う償還金と平成28年度職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の精算による一般会計への繰出金、合わせて518万9,000円を追加いたしました。

この歳入財源については、9款繰入金及び10款繰越金をそれぞれ増額補正いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第3号 平成29年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、89万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億2,304万6,000円といたしました。

内容についてご説明いたします。

歳出については、1款総務費で、職員の昇格等に伴い89万6,000円を追加いたしました。

この歳入財源については、9款繰入金を増額補正いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号 平成29年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、50万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,764万3,000円といたしました。

内容についてご説明いたします。

歳出については、1 款総務費で、職員の昇格に伴い50万7,000円を追加いたしました。

この歳入財源については、3 款繰入金を増額補正いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議案第 5 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本協議は、軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付などの事務について、現在、千葉県市町村会で行っておりますが、軽自動車の登録台数の増加により、市町村会では人的及び設備的な理由で事務の継続が困難となって参りました。

事務処理の継続性及び安定性の観点から、千葉県市町村総合事務組合と共同処理を行おうとするもので、千葉県市町村総合事務組合同規約に本事務を追加するための改正になります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

ここで、お諮りいたします。

ただいま議題といたしました、議案第 1 号 平成29年度睦沢町一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 8、議案第 5 号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてまでの 5 議案に関する審議は、議会運営委員会で決定のとおり、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 議案に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

ここで 2 時10分まで暫時休憩といたします。

（午後 1 時 5 6 分）

○議長（市原重光君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

（午後 2 時 1 0 分）

◎認定第1号の上程、説明、審査報告

○議長（市原重光君） 日程第9、認定第1号 平成28年度睦沢町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 平成28年度睦沢町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、かずさ有機センター特別会計及び後期高齢者医療特別会計決算の提案理由を申し上げます。

まず、平成28年度普通会計の決算状況などから見ました本町の財政状況について申し上げます。

財政状況を示す指標のうち、経常収支比率は84.6%で、前年度比0.9ポイント減少しております。主な理由といたしましては、経常経費の算出に用いる人件費が減少したことによるものです。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率で1.1ポイント、将来負担比率で12.6ポイントそれぞれ向上しております。

財政調整積立基金については、平成28年度に1億2,117万3,752円の積み立てを行ったことにより、年度末残高は前年度比12.18%増の11億1,590万2,305円となりました。

また、町地方債残高は、一般会計、特別会計を合わせると31億9,050万8,479円となり、これに債務負担行為に係る29億6,330万2,165円を加えると、町全体の債務は61億5,381万644円となり、前年度比82%の増となりました。

このように、今後、大規模な事業への支出が予定されているため、町全体の債務は増額となってはいるものの、今年度の財務指標などは改善が図られております。しかし、依然として依存財源に頼らざるを得ない財政状況を考えると、財政基盤が安定しているとは言いがたい状況にあると考えます。

このようなことから、引き続き限られた財源の中で選択と集中により、住民福祉向上に向け取り組んで参ります。

以上、財政状況について述べさせていただきました。

続いて、会計別に決算の概要をご説明いたします。

最初に、一般会計決算についてご説明いたします。

決算規模は、歳入総額38億7,270万5,779円、歳出総額37億1,168万7,021円となり、形式収支は1億6,101万8,758円となりました。

また、繰越明許費の承認をいただきました、むつぎわスマートウェルネスタウン拠点整備事業、地方創生事業、戸籍住民基本台帳事務、コミュニティプラント改良事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、道路維持事業、文教施設整備事業を合わせて1億6,108万6,000円は翌年度へ繰り越ししました。

よって、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源2,740万5,000円を控除した実質収支は、1億3,361万3,758円となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額39億9,370万3,806円に対し、収入済額は38億7,270万5,779円、収入割合は96.97%であります。

不納欠損額は、町税で300万2,696円を処分いたしました。

収入未済額1億1,799万5,331円は、町税の町民税、固定資産税、軽自動車税及び使用料、国県支出金、財産収入並びに諸収入であり、国県支出金につきましては平成29年度への繰り越し財源であります。

1款町税は7億3,238万690円で2,509万8,954円の増、前年度比103.55%、歳入総額に占める構成比は18.91%でした。徴収率は、休日徴収及び夜間徴収や茂原県税事務所との共同催告に加え、税務班全体での集中的な臨戸訪問、預金や給与の差し押えなどにより、93.78%と前年度比0.54ポイント増加いたしました。増額の主な要因は、町民税の営業所得者の所得増による所得割の増額、固定資産税では太陽光発電設備の増加に伴う償却資産の増、また軽自動車税につきましては、税率改正による増額であり、引き続き徴収率の向上により財源確保に努めて参ります。

10款地方交付税は12億8,341万8,000円で、602万5,000円の増、前年度比100.47%、歳入総額に占める構成比は33.14%でした。

14款及び15款国県支出金は、総務費で地方創生事業に活用された地域住民生活等緊急支援のための交付金や地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、自主防災組織や避難所の備品の充実のための地域防災力向上総合支援補助金、民生費で身体障害者福祉費負担金

や児童手当負担金、臨時福祉給付金給付事業補助金、農林水産業費で鳥獣被害防止総合交付金、湛水防除施設、金久保第一、第二、第三排水機場の保全計画策定業務に活用した農地水利施設保全合理化事業補助金、地域資源の適切な保全管理の推進のための多面的機能支払交付金、土木費で町道山田谷・芝原線の舗装補修、上市場・関戸線の改良工事や宮川橋ほか4橋の橋梁維持工事、住宅助成事業などに係る社会資本整備総合交付金、地籍調査事業補助金などが主なものございます。

16款財産収入は、パークサイドタウン分譲地の土地売却収入、リバーサイドタウンの土地建物売却収入が主なものです。なお、パークサイドタウンは、平成28年度5区画が売却となり、残り4区画となりました。

17款寄附金は、ふるさと納税の4,199件分とそのほか3件です。

18款繰入金は、財政調整積立基金からの繰り入れが平成28年度もありませんでしたが、小学校再編に向け土睦小学校を改修するために、教育施設整備基金を繰り入れたため、前年度比102.70%となりました。

20款諸収入の主なものは、コミュニティ助成事業助成金、長生郡市広域市町村圏組合負担金還付金、千葉県市町村振興協会交付金、水道事業本復旧工事負担金、後期高齢者医療給付費負担金還付金、ガス配管舗装本復旧工事負担金です。

21款町債は、臨時財政対策債のほか、社会資本整備総合交付金を活用する工事などに係る土木施設整備事業債、平成27年度からの繰り越し事業であるむつみニュータウン污水管改良工事設計業務に係る一般廃棄物処理事業債、情報セキュリティー対策改修工事に係る一般補助施設整備等事業債の借り入れを行ったことによるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額39億4,640万円に対し、37億1,168万7,021円の支出で、94.05%の執行率となりました。予算現額から繰越明許費1億6,108万6,000円を差し引いた執行率は98.05%となります。

主たる事業について、睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めた四つの政策分野とその他の取り組みの実施状況を中心にご説明いたします。

政策分野1「睦沢で暮らし続けることのできる安定した雇用を創出する」の次世代につながる活力ある農業の再生と活性化ですが、農産品などを提供するふるさと納税の返礼品を充実させ、農産品等のPRを促進し、寄附件数4,199件となりました。また、農村環境保全として、多面的機能支払交付金事業及び環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、農業が有する多面的機能が十分発揮出来るよう、地域共同による地域資源の保全や、環境にやさしい

農業を目指し、かずさ有機センターのたい肥を水田に施用することで、環境保全の推進を図りました。

農業と「道の駅」の連携による持続可能な生産・販売体制づくりでは、新たな農業者育成プロジェクトとして農業塾を開催し、座学と実習で構成された講座は、基礎から応用まで幅広く学ぶことが出来、道の駅の出荷者だけではなく、多くの方が農業に興味を持つきっかけとなりました。

政策分野2「睦沢への新しいひとの流れをつくる」の若い世代が暮らしたい・暮らし続けられる居住環境の創出では、若者世代が本町に住むための土地や住宅の取得補助金及び家賃補助金を交付し、経済的負担の軽減を図るとともに定住の促進につなげました。

スポーツ・レクリエーションや豊かな自然を活かした観光・交流人口の拡大では、地域におけるスポーツクラブのあり方などについて、ワークショップを通じて意見交換を行うとともに、町民の運動等に関するアンケート調査を行い、今後の地域スポーツ振興の向上に努めました。また、健幸長寿のまちづくり、睦沢町に人の流れをつくる取り組みの一環として、広域的なスポーツ交流大会である、健幸むつざわロードレース大会を実施し、町民の健康への啓発と生涯スポーツの推進を継続いたしました。

政策分野3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の安心して出産・育児が出来る環境づくりでは、若い世代が安心して子育てが出来るよう、子ども医療費の助成や育児に必要な情報の提供と、保健師などによる育児相談及び訪問指導の充実を図り、引き続き育児支援に努めました。また、子供が病気で集団保育が困難な期間、一時的に子供を預けることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援出来るよう、病児・病後児保育を利用した保護者に助成金を交付するとともに、不妊治療に要する医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減も継続して実施いたしました。

仕事と子育てが両立出来る環境づくりでは、こども園において時間外保育や一時保育の実施により多様化する保護者のニーズに対応するよう努めるとともに、待機児童ゼロを継続しました。また、特別支援教育支援員をこども園、各小学校、中学校に配置し、一人一人の発達を的確に把握するとともに、きめ細やかな個別指導を実施いたしました。

政策分野4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の小さな拠点形成「コンパクトビレッジ・プラス・ネットワーク」の構築では、むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成の実施に向け、各種調査や用地取得、物件補償を実施するとともに、敷地造成工事や周辺道路工事を執行し、平成31年の供用開始に向け、事

業の推進を図りました。

少子化に対応した学校教育の適正・活性化と生涯学習の充実では、睦沢町教育振興基本計画の進行管理を行い、施策の進捗状況や目標の達成状況を分析いたしました。また、睦沢町立小学校再編準備協議会を設置し、小学校再編に向けた議論を重ね、総合教育会議を経て平成30年4月に睦沢町立睦沢小学校を開校することとなり、再編に向けて土睦小学校校舎等のコンクリート強度調査を実施するとともに、改修工事の実施設計を行いました。

このほか、英語教育の充実について、こども園、小中学校に外国語指導助手の配置を継続するとともに、中学校生徒を対象に英語検定料の補助金の交付を実施いたしました。

生涯学習の充実については、各世代や分野のニーズに合わせた教室などを開催いたしました。また、中央公民館図書室においては、照明の改修等環境整備を行うとともに、新たなコーナーを設けるなど、利用者目線に立ったリニューアルを行いました。

この他、文化財観光案内看板の更新や文化財マップの作成を行い、歴史民俗資料館の各種事業を通して町内外に町文化財等の周知を図るとともに、新たな町の文化財指定に向けて、有形文化財等の調査を行いました。

誰もが健康で幸せに暮らし続けることの出来る「健幸」まちづくりの推進では、むつざわ健幸ウォークとして、子供から大人まで手軽に出来る「歩くこと」で生活習慣病の予防など、町民の健康づくりへの取り組みを引き続き支援いたしました。また、メタボリックシンドロームや生活習慣病を予防し、病気の早期発見、早期治療を促すことを目的とした特定健康診査を実施し、受診結果に基づく保健指導及び栄養指導を引き続き実施いたしました。

安全・安心な暮らしを守る持続可能なまちづくりの推進では、自主防災組織の機能強化を図ることや避難所などの整備など地域防災力の向上に資するため、県の地域防災力向上総合支援補助金を活用し、引き続き防災・災害用の備品の充実を図りました。

以上、四つの政策分野のほか、「町を支える施策を総合的に展開する」の安全・安心で暮らしやすいまちをつくるでは、地籍調査について、妙楽寺Ⅰ地区では地籍簿と地籍図を作成、閲覧に供し、妙楽寺Ⅱ地区では、現地調査を実施、佐貫Ⅰ地区は、公図などをもとに調査図を作成し、土地情報の明確化を図りました。公共施設などの全体の現状を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、公共施設などの最適な配置を実現するため、睦沢町公共施設等総合管理計画を作成し、町ホームページにて公表いたしました。また、社会資本整備総合交付金を活用して実施した工事については、老朽化が著しい路線の舗装補修、地域住民等の利便性の向上や安全性を確保するための道路改良及び橋梁長寿

命化修繕計画に基づく橋梁の維持工事を実施いたしました。同じく社会資本整備総合交付金を活用して実施した住宅助成事業では、リフォーム経費の一部を補助することで、居住環境の向上と地域経済の活性化を図りました。

地域で支え合う健康福祉のまちをつくるでは、各種ガン検診について、対象者への受診勧奨を強化したことにより、受診率の向上とともに、早期発見、早期治療につながりました。

また、75歳以上を対象とした後期高齢者健康診査では、かかりつけ医でも受診出来るよう個別健診を実施、検査項目も充実し、引き続き受診しやすい体制を整備いたしました。

交通手段の施策として、福祉タクシーの利用券を配布し、民間のタクシー及び介護タクシーの利用に助成し、高齢者などの福祉向上を図るとともに、引き続き妊産婦の子育て支援を図りました。

水と緑の自然輝く快適な環境をつくるでは、むつみニュータウンの汚水処理施設の老朽化が顕著なことから、汚水管改良工事の詳細設計を実施いたしました。

効率・効果的な行政運営の実施では、ストレスチェックを実施し、職員、臨時職員を含む、心の健康状態について把握し、今後の対応の検討を図りました。また、特定事業主行動計画に基づき、昇任試験を実施し、職員の行政運営に関する知識などの習得を図りました。引き続き人事評価の実施と併せ、効率的な人事管理と職員の意識改革を進めて参ります。

以上が、一般会計決算の概要であります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。

国民健康保険は、突然のけがや病気のとときに、安心して医療を受けられるように町が保険者となって運営する医療保険制度であり、被保険者の方々が納めた保険税から医療費の一部を賄う仕組みで、お互いの助け合いで成り立つ制度であることから、被保険者のご理解とご協力が不可欠であります。

国民健康保険事業の財政状況は、医療費の増加などにより依然厳しい状況であります。歳入では、保険税収納率の向上対策に継続して取り組み、また、歳出では、医療費の適正化対策として、ジェネリック医薬品利用差額通知事業や特定健康診査・特定保健指導事業などを実施いたしました。

今後も医療費の適正化や健康づくりを推進し、安定的な運営に努めて参ります。

平成28年度における国民健康保険の加入状況は、年度末で1,310世帯、被保険者数2,237人、対前年度では世帯数は43世帯減少し、被保険者数は160人の減少となりました。

歳入総額12億9,320万1,556円に対し、歳出総額12億4,469万2,746円で、差し引き4,850万

8,810円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額13億5,248万円6,361円に対し、収入済額は12億9,320万1,556円、収入割合は95.62%であります。

1款国民健康保険税は、調定額2億8,392万1,737円に対し、収入済額は2億2,463万6,932円、収納割合は79.12%であります。収納額は前年度と比べ1,271万9,669円の増となりました。

現年課税分の収納率では94.10%となり、前年度比0.76ポイント増となりました。また、不納欠損額として189万9,435円を処分し、保険税での収入未済額は5,738万5,370円となりました。

3款国庫支出金、4款療養給付費等交付金、5款前期高齢者交付金及び6款県支出金は、一般被保険者及び退職被保険者の保険給付に係るもので、合わせて6億7,223万8,757円です。

7款共同事業交付金は、2億3,404万3,570円で高額医療費の実績に基づき、千葉県国民健康保険団体連合会から交付されました。

9款繰入金は、低所得者対策である基盤安定繰入金、財政調整積立基金からの繰入金、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金に係る一般会計からの繰入金、合わせて9,903万1,806円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額12億6,585万4,000円に対し、12億4,469万2,746円の支出で、98.33%の執行率となりました。

1款総務費は、国保会計の管理運営に関する事務経費で、国民健康保険事業担当職員2名分の人件費のほか、電算事務委託料等で2,382万8,488円を支出いたしました。

2款保険給付費は、被保険者に係る療養の給付費等で、医科、歯科、調剤などの保険診療による給付費及び葬祭費、出産育児一時金を合わせて7億5,316万8,448円を支出いたしました。前年度と比べ約3,300万円、4.19%の減となりました。主なものは、一般の療養給付費で、入院、歯科、調剤が減少し、中でも調剤が前年比約1,390万円、10.50%の減、入院が約1,070万円、4.28%の減、また退職の療養給付費においても約1,420万円、39.23%の減となりました。一方、一般の外来は約330万円、1.59%の増、高額療養費は約300万円、3.28%の増となりました。これらは診療報酬・薬価の改定、被保険者の減少などが要因と考えられます。

3款後期高齢者支援金等は、1億3,330万2,816円で後期高齢者医療制度を支援するため、被保険者数に応じて支出いたしました。

6款介護納付金は、4,871万6,567円で、介護保険の給付費を賄うための納付金として、40から64歳の第2号被保険者数に応じて支出いたしました。

3款から6款については、平成28年度の伸び率を勘案した被保険者数に応じた概算分と平成26年度の額確定に伴う精算分を合わせて支出いたしました。

7款共同事業拠出金は、2億2,610万8,107円で県内市町村国保財政の安定化及び保険料の平準化を図るため、高額医療費の3年平均実績に応じて拠出いたしました。

8款保健事業費は、1,929万221円で特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドックの助成を実施いたしました。

9款基金積立金は、財政調整積立基金への積み立てで3,000万円、10款諸支出金は、保険給付費及び特定健診事業等に係る過年度分の精算に伴う国県支出金の返還金及び一般会計繰出金などで1,017万5,109円です。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

本会計は、農業集落排水事業による施設の維持管理、並びに合併浄化槽の設置や維持管理を行っており、生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上や河川などの水質浄化に努めております。

このうち農業集落排水処理施設は、久保地区、北部地区を合わせて139戸が供用しております。また、特定地域生活排水処理施設では、町が設置し管理しているもの281基と個人が設置して、町に管理移管された43基を合わせた324基を維持管理いたしました。

歳入総額6,480万302円に対し、歳出総額6,333万419円で、差し引き146万9,883円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額6,481万7,582円に対し、収入済額は6,480万302円、収入割合は99.97%となりました。

1款分担金及び負担金では、分担金として特定地域生活排水処理事業合併処理浄化槽15基分531万8,880円、2款使用料及び手数料では、使用料として農業集落排水污水处理施設及び特定地域生活排水処理施設を合わせ1,811万8,512円、3款国庫支出金及び4款県支出金は、合併処理浄化槽の設置及び転換補助に係るもので、合わせて461万3,000円です。

6 款繰入金は、施設の維持管理、公債費の償還及び職員給与費などに係る一般会計からの繰入金で2,700万円となりました。

7 款繰越金は、前年度からの繰越金で239万5,275円、9 款町債は、合併処理浄化槽設置工事に係る借り入れで、730万円となりました。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額6,559万1,000円に対し、6,333万419円の支出、執行率96.55%となりました。

1 款総務費は、職員 1 人分の人件費及び総合事務組合などの負担金等です。

2 款農業集落排水事業費は、1,066万1,048円で、久保地区及び北部地区集落排水施設の管理費として、光熱水費や修繕料及び浄化槽の管理委託料等となります。

3 款特定地域生活排水処理事業費は、1 項施設管理費では、合併処理浄化槽324基分の法定検査に係る手数料や引き抜き、汚泥の処理料などで、2 項事業費では、新設合併処理浄化槽15基分の工事に係るもので、合わせて2,715万6,188円となりました。

4 款公債費は、2,112万1,775円で、事業実施に伴う下水道事業債の償還における元金及び利子分です。

以上が、農業集落排水事業特別会計決算の概要であります。

続きまして、介護保険特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけるとともに、いつまでも元気に自立した生活を送れることを支援するため、40歳以上の方が被保険者となり、保険料を財源とした福祉サービスに係る給付を行っています。

平成29年 3 月末の被保険者数は、第 1 号被保険者が2,684人、第 2 号被保険者が2,313人で、介護認定者数は、要支援認定者が94人、要介護認定者が305人、合わせて399人で、前年度と比較し 3 人の増となりました。

また、介護予防と介護サービスを合わせた利用者数は、在宅が240人、地域密着型が38人、施設が92人の合計370人で、前年度より19人増となり、利用率は92.73%で4.1ポイントの増となりました。

歳入総額 7 億6,651万4,710円に対し、歳出総額 7 億2,462万8,290円で、差し引き4,188万6,420円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額 7 億7,047万4,510円に対し、収入済額は 7 億6,651万4,710円、収入割合は99.49%であります。

1 款保険料は、調定額 1 億6,710万7,350円に対し、収入済額は 1 億6,314万7,550円で、収納割合は97.63%であります。収納額は前年度と比べ450万2,750円の増となりました。

増額の要因といたしましては、被保険者数の増と第 1、2 段階の被保険者数が減となり、第 6、7 段階の被保険者が増となったことによるものです。

現年度分の収納率では99.29%となり、前年度と比較して0.13ポイント減となりました。また、不納欠損額として12万6,900円処分し、保険料での収入未済額は383万2,900円となりました。

2 款分担金及び負担金は、各予防事業等の参加者負担金73万6,450円で、4 款国庫支出金、5 款支払基金交付金及び 6 款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係るもので、合わせて 4 億4,267万9,770円です。

9 款 1 項一般会計繰入金は、介護給付費、地域支援事業、並びに職員給与費等に係る一般会計からの繰入金と基金からの繰り入れを合わせた 1 億2,676万7,000円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額 8 億611万6,000円に対し、7 億2,462万8,290円の支出で、89.89%の執行率となりました。

1 款総務費は、介護保険事業担当職員の人件費、保険料の徴収及び介護認定調査に係る経費などで2,751万9,524円です。

2 款保険給付費は、各介護サービスに係る保険給付費で 6 億4,136万5,308円です。

なお、各介護保険サービス給付費等は、次表のとおりです。

3 款地域支援事業は、生活機能の低下により要支援・要介護になるおそれのある高齢者及び日常生活が活動的な状態にある高齢者を対象とした予防事業、並びに総合相談業務、訪問などの包括的支援事業等で2,257万9,968円です。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金への元金利子の積み立てで1,559万8,146円、5 款諸支出金は、保険給付費及び地域支援事業に係る過年度分の精算に伴う国庫支出金の返還金及び一般会計繰出金などで1,756万5,344円です。

以上が、介護保険特別会計決算の概要であります。

続きまして、かずさ有機センター特別会計決算についてご説明いたします。

本会計は、かずさ有機センターが販売するたい肥の収入や施設使用料、そして運営に係る人件費や施設などの維持管理に要する経費等であります。

歳入総額4,851万4,505円に対し、歳出総額は4,378万9,607円で、差し引き472万4,898円を

残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

収入状況ですが、調定額4,853万9,265円に対し、収入済額4,851万4,505円で、収入割合は99.95%となりました。

1款事業収入は、たい肥の売り上げで調定額、収入済額とも952万8,399円で、前年度比7.8%増の約2,145トンを販売しました。

2款分担金及び負担金は、両町の協定に基づく一宮町からの負担金で、調定額、収入済額とも647万8,000円です。

3款使用料及び手数料は、酪農家9件、合わせて235頭のふん尿約1,545トン分の処理に伴う施設使用料で、調定額346万5,410円に対し、収入済額344万650円となりました。

平成28年度は、酪農家1件が家庭の事情により支払いが遅れたことにより収入未済額が生じましたが、平成29年度には完納となりました。

5款繰入金は、先程申し上げました両町の協定に基づく睦沢町一般会計からの繰入金763万8,000円と平成28年度において実施しました発酵舎屋根の張りかえ工事に伴う基金からの繰入金1,370万円で、調定額、収入済額とも2,133万8,000円です。

6款繰越金は、前年度からの繰越金で、調定額、収入済額とも534万2,956円です。

7款諸収入は、先程申し上げました発酵舎屋根の張りかえ工事に伴う酪農家の臨時負担金と、かずさ有機センター創業時からご加入いただけなかった本町の酪農家の同意が得られたことによる新規加入負担金で、調定額、収入済額とも238万6,500円となりました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費は、かずさ有機センターの臨時職員人件費や、それに伴う社会保険料及びかずさ有機センター施設等整備基金への積立金等で、予算現額1,032万7,000円に対し、1,021万4,699円の支出で、98.91%の執行率となりました。

2款事業費は、かずさ有機センターの運営に要する経費で、予算現額3,707万8,000円に対し、3,357万4,908円の支出で、90.55%の執行率となりました。平成28年度は、通常の運営事業に加え、老朽化の激しかった発酵舎屋根の張りかえ工事を行ったことから、事業費においては前年度に比べて1,891万7,608円の大幅な増額となりました。また、不用額については、発酵舎屋根工事の入札差金や工事期間内において攪拌機の稼働抑制が生じたこと及び副資材であるもみ殻の余剰があり、回収量の調整を行ったことからこのような状況となりました。

以上が、かずさ有機センター特別会計決算の概要であります。

最後になりますが、後期高齢者医療特別会計決算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行っております。

広域連合では、被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付を行い、市町村は各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収や保健事業として人間ドックの助成などを行っております。

平成28年度における後期高齢者医療の被保険者数は、年度末で1,321人、前年度に比べ35人の増となりました。歳入総額8,434万9,351円に対し、歳出総額8,389万2,089円で、差し引き45万7,262円を残し決算いたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

収入状況ですが、調定額8,438万9,051円に対し、収入済額は8,434万9,351円、収入割合は99.95%であります。

主な歳入で、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせて5,211万9,600円です。

平成28年度の保険料につきましては、前年度に引き続き、所得の低い被保険者への負担軽減措置として、保険料の均等割額を世帯の所得に応じ、9割、8.5割、5割、2割の軽減がそれぞれ行われ、また、所得割につきましては、所得金額58万円以下の被保険者に対し、5割の軽減が行われました。

保険料の収納状況につきましては、普通徴収保険料の収納率が99.74%で、4万400円が収入未済額となっております。

3款繰入金は、人件費及び事務費に係る一般会計からの繰入金と保険基盤安定繰入金を合わせて3,031万8,614円です。

5款諸収入は、後期高齢者医療広域連合からの人間ドック補助に係る交付金及び保険料賦課徴収票作成業務委託交付金が主なもので、159万1,140円です。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算現額8,415万3,000円に対し、8,389万2,089円の支出で、99.69%の執行率となりました。

1款総務費は、担当職員の人件費及び保険料等の徴収に係る経費で833万5,909円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定制度負担金で7,407万円です。

3款保健事業費は、人間ドックの補助金28名分で127万9,483円です。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

平成28年度一般会計並びに5特別会計決算の概要について、ご説明申し上げました。

詳細につきましては、機会をいただきましたら担当課長などからご説明させていただきます。よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、決算の内容について、会計管理者の説明を求めます。

米倉会計管理者。

○会計管理者（米倉敏子君） それでは、お手元の平成28年度睦沢町会計別決算総括表をご覧くださいと存じます。

表紙をあけていただきまして、1ページが一般会計ほか、5特別会計の総括表となりますので、この総括表の読み上げをもって説明にかえさせていただきます。

まず、上の段の歳入でございますが、表の左から、会計別当初予算額、補正予算額、繰越財源充当額、予算現額、調定額、収入済額、予算現額に対する割合、調定額に対する割合、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げさせていただきます。

最初に、一般会計、34億5,500万円、3億958万4,000円、1億8,181万6,000円、39億4,640万円、39億9,370万3,806円、38億7,270万5,779円、98.13%、96.97%、300万2,696円、1億1,799万円5,331円。

次に、国民健康保険特別会計、12億2,871万6,000円、3,713万8,000円、ゼロ、12億6,585万4,000円、13億5,248万6,361円、12億9,320万1,556円、102.16%、95.62%、189万9,435円、5,738万5,370円。

次に、農業集落排水事業特別会計、8,282万7,000円、減の1,723万6,000円、ゼロ、6,559万1,000円、6,481万7,582円、6,480万302円、98.79%、99.97%、ゼロ、1万7,280円。

次に、介護保険特別会計、8億4,281万9,000円、減の3,670万3,000円、ゼロ、8億611万6,000円、7億7,047万4,510円、7億6,651万4,710円、95.09%、99.49%、12万6,900円、383万2,900円。

次に、かずさ有機センター特別会計、4,086万4,000円、664万1,000円、ゼロ、4,750万5,000円、4,853万9,265円、4,851万4,505円、102.13%、99.95%、ゼロ、2万4,760円。

次に、後期高齢者医療特別会計、8,385万5,000円、29万8,000円、ゼロ、8,415万3,000円、

8,438万9,051円、8,434万9,351円、100.23%、99.95%、ゼロ、3万9,700円。

合計、57億3,408万1,000円、2億9,972万2,000円、1億8,181万6,000円、62億1,561万9,000円、63億1,441万575円、61億3,008万6,203円、98.62%、97.08%、502万9,031円、1億7,929万5,341円。

続きまして、下の段の2の歳出でございます。

先程の1の歳入と同様に、左から会計別当初予算額、補正予算額、繰越事業費繰越額、予算現額、支出済額、執行割合、翌年度繰越額、不用額、歳入歳出残高の順に読み上げさせていただきます。

最初に一般会計、34億5,500万円、3億958万4,000円、1億8,181万6,000円、39億4,640万円、37億1,168万7,021円、94.05%、1億6,108万6,000円、7,362万6,979円、1億6,101万8,758円。

次に、国民健康保険特別会計、12億2,871万6,000円、3,713万8,000円、ゼロ、12億6,585万4,000円、12億4,469万2,746円、98.33%、ゼロ、2,116万1,254円、4,850万8,810円。

次に、農業集落排水事業特別会計、8,282万7,000円、減の1,723万6,000円、ゼロ、6,559万1,000円、6,333万419円、96.55%、ゼロ、226万581円、146万9,883円。

次に、介護保険特別会計、8億4,281万9,000円、減の3,670万3,000円、ゼロ、8億611万6,000円、7億2,462万8,290円、89.89%、ゼロ、8,148万7,710円、4,188万6,420円。

次に、かずさ有機センター特別会計、4,086万4,000円、664万1,000円、ゼロ、4,750万5,000円、4,378万9,607円、92.18%、ゼロ、371万5,393円、472万4,898円。

次に、後期高齢者医療特別会計、8,385万5,000円、29万8,000円、ゼロ、8,415万3,000円、8,389万2,089円、99.69%、ゼロ、2万911円、45万7,262円。

合計、57億3,408万1,000円、2億9,972万2,000円、1億8,181万6,000円、62億1,561万9,000円、58億7,202万172円、94.47%、1億6,108万6,000円、1億8,251万2,828円、2億5,806万6,031円。

以上で、各会計の決算内容の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔「後期高齢者医療特別会計、不用額」と呼ぶ者あり〕

○会計管理者（米倉敏子君） 不用額ですね。歳出の26万911円です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） 監査委員の生田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平成28年度睦沢町各会計決算審査意見書につきまして、監査委員を代表して私のほうからその概要についてご説明いたします。

お手元の資料、平成28年度睦沢町各会計決算の審査意見について、ご覧をいただきたいと思っております。お手元、大丈夫でしょうか。

初めに、2ページをお開きください。

まず、審査の概要でございます。

審査の対象は、ここに記載の一般会計以下6会計について審査をいたしました。

次に、審査の時期でございますが、去る8月9日及び10日の2日間にわたって実施いたしました。

なお、本意見書は、8月28日付で市原町長に提出しております。

審査の場所は、3に記載のとおりであります。

次に、審査の方法ですが、町長から審査に付された各会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、次に記載の①から⑥に掲げる事項に主眼を置いて審査をいたしました。

次に、審査の結果でございます。

審査に付されました一般会計を始めとする6会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等につきましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑応答を重ねて審査いたしました。

この結果、書類等は関係法令に準拠して作成されており、計数も関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認められました。

3ページをお開きください。

各基金及び財産等につきましては、出捐金証書、出資証券、預金通帳を始め、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りがないものと認められました。さらに、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われているものと認められました。

次に、総括でございますが、決算規模等につきましては、ただいま町長あるいは会計管理者からご説明がありましたので、省略をさせていただきます。

なお、各会計の歳入歳出の対前年度との比較及びその増減の主な要因等をそれぞれ各会計の後段に記載しております。ご参考に見ていただきたいと思っております。

大変恐縮ですが、ページを少し飛んでいただいて、9ページをお開きください。

下段の(3) 財政の構造について申し上げます。

1点目は、自主財源と依存財源の構成割合は、次のページ、10ページ上段にお示しのとおりであります。

自主財源の比率が前年度と比較して0.47ポイント増の33.94%となっています。その内容は、ふるさと納税による寄附金が減少したものの、太陽光発電設備の償却資産、いわゆる固定資産税や土地売却収入の増額が主な要因でございます。

一方、依存財源はスマートウェルネスタウン拠点整備事業や住宅助成に係る社会資本整備総合交付金、高齢者向けの臨時福祉給付金などの国庫支出金が増額となったものの、各種補助事業の完了に伴い、県支出金等の減額により、トータルとして前年度よりも減少しております。

10ページ中段をご覧ください。

第2点目は、経常的収入と臨時的収入の構成比はここにお示しのとおりであります。経常的収入の構成比が前年度に比べて2.73ポイント減少となっています。その主な内容は、町民税や償却資産、いわゆる固定資産税の増により、町税が増加したものの、一方、地方消費税交付金が大幅に減少しております。

また、臨時的収入では、社会資本整備総合交付金や臨時福祉給付金など、国庫支出金の増額であります。一方、県支出金は、事業の完了に伴い減額となっています。

次に、財政分析について申し上げます。

健全な財政運営は、収支の均衡を保ちながら、経済変動や町民の要望に対応出来る弾力性を有していることです。この財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の推移は、次の11ページ上段にお示しのとおりであります。

1点目のア) 財政力指数でございますが、これは地方公共団体の財政力を示す指数で、1に近いほど地方交付税算定上の留保財源が大きいとされています。本年度は前年度と同様に0.40となっています。この指数は、ここ数年横ばいの傾向にあり、引き続き改善が必要と考えております。

2点目のイ) 経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であり、この比率が低い団体ほど弾力性があると言われております。町村にあっては70%程度が望ましいとされています。本年度は84.6%で、前年度と比較して0.9ポイント改善したものの依然として80%を超えており、財政状況は硬直した状態にあります。今後、大規模事業の実施に伴う公債費や

債務負担行為の増加を始め、社会保障費の増加も見込まれていることから、引き続きの改善が必要であり、注視していきたいと思えます。

3点目のウ) 経常一般財源比率は、歳入構造の弾力性、いわゆるゆとりを判断する指標であります。本年度は97.8%、前年度と比較して1.7ポイント改善されたものの、経常一般財源に占める地方税の割合が年々減少しており、地方交付税や各種の補助金、交付金に依存した状況にあります。ただいま申し上げたとおり、経常収支比率及び経常一般財源比率ともに若干改善しつつあるものの、根本的な財政構造の改善とは言えず、今後とも健全財政に向けた取り組みをお願いします。

12ページをお開きください。

4点目のエ) 人件費比率でございますけれども、経常収支比率のうち人件費の占める割合であります。本年度は29.7%で、前年度と比較して2.0ポイント下回っています。なお、人件費の総額は前年度比4,837万3,000円の減額で、以下のとおりであります。

最後に、所見及び要望について申し上げます。

特に指摘すべき事項はございませんが、総括的意見として3点申し上げます。

その一つは、先程も申し上げましたけれども、ここ数年、財政健全化に向けて改善しつつありますけれども、進行中のスマートウェルネスタウン拠点整備事業を始め、公共施設等総合管理計画に基づく施設の大規模改修や広域市町村圏組合の財政計画の見直しによる負担増など、数年後には将来負担の急増が予想されます。

この点を十分考慮され、将来にわたって持続可能で安定した財政運営が行われるよう努めていただきたいと思えます。

2点目は、町が5割以上出資する株式会社CHIBAむつざわエナジーは、昨年12月からの約4か月で本町の公共施設の電気料金が10.3%の削減効果があったと聞いております。地産地消のエネルギーとして、一般家庭でも削減効果が期待出来ると思うことから、代理店を通じてその普及に努めていただきたい。

3点目は、大規模事業を進める中、事務事業の執行に当たっては、睦沢町コンプライアンス基本指針に基づき、特に次の点を念頭に執行されたい。

その1点目でございますけれども、常に根拠となる法令等を確認し、正しく運用するとともに、事務改善が必要な場合は積極的に見直しを行うこと。

2点目は、契約事務は競争が原則であることを認識し、透明性、公平性を確保し、適正に執行すること。

なお、13ページから17ページに別表をおつけしておりますが、後ほどご覧ください。

以上で、決算審査の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

提案理由説明及び決算内容の説明、並びに決算審査報告が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました認定第1号の取り扱いについてお諮りいたします。

この認定第1号は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

認定第1号に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市原重光君） 異議なしと認めます。

したがって、この認定第1号に関する総括質疑等は後日の日程とすることに決定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号の上程、報告

○議長（市原重光君） 日程第10、報告第1号 平成28年度睦沢町健全化判断比率についてと、日程第11、報告2号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を行います。

職員に報告書の一部を朗読させます。

内山書記。

（内山書記朗読）

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

報告第1号 平成28年度睦沢町健全化判断比率について及び報告第2号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についての報告を求めます。

市原町長。

○町長（市原 武君） 報告第1号、報告第2号 平成28年度睦沢町健全化判断比率について及び平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括して報告させていただきます。

財政健全化法では、決算をもとに地方公共団体の財政の健全化に関し、健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっておりますので、本定例会の日程の中でご報告させていただきます。

初めに、報告第1号の健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはともに該当いたしませんでした。

実質公債費比率につきましては、5.7%で前年度より1.1ポイント向上しております。

その主な要因は、交付税に算入された元利償還金等の増加によるものです。

将来負担比率につきましても、4.6%で前年度より12.6ポイント向上しております。

その主な要因は、町の地方債の借入残高、債務負担に基づく支出予定額及び退職手当の支給予定額が減少したことによるものです。

健全化判断比率の算定結果につきましては、決算関係参考資料に添付してございますので、ご参照ください。

次に、報告第2号 平成28年度睦沢町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について報告いたします。

こちらは公営企業に関するものであり、本町の公営企業は、農業集落排水事業特別会計がこれに当たりますが、算定の結果、資金不足は生じていないという結果になりました。

以上のとおり、各指標とも基準値の範囲内ではありますが、決算の内容を見ますと依然として厳しい財政状況であることから、今後とも一層の健全財政に向けて取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

次に、代表監査委員より財政健全化審査及び経営健全化審査の報告をお願いいたします。

生田代表監査委員。

○代表監査委員（生田昌司君） それでは、引き続きお手元の資料、平成28年度財政健全化審

査意見書をお開きくださいませ。

審査意見書につきまして、ご報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度財政健全化審査を去る8月9日に実施いたしました。

初めに、3. 審査の概要について申し上げます。

この財政健全化審査は、町長から審査に付されました健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、また、健全化判断比率の算出過程において誤りがないかなどを主眼を置き審査を実施し、8月28日付で意見を付し提出いたしましたところでございます。

2ページ、裏面をお開きください。

次に、4. 審査の結果であります。平成28年度の健全化判断比率、その算定の基礎となる書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。また、上記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため、表示がありません。比率算出の根拠は3ページ、参考に記載のとおりであります。

次に、5. 審査の意見といたしまして、健全化判断比率は上記に記載のとおりであります。また、実質公債費比率は5.7%、将来負担比率は4.6%で、いずれも前年度と比較して改善しています。

これは国の早期健全化基準をそれぞれ下回っております。しかしながら、予定される大規模事業の実施による将来負担比率等は増加に転じることが予測されます。今後の事業執行に当たっては財政計画を立て、引き続き健全化に努めていただきたいと思います。

比率の算出根拠は、4ページから5ページに記載のとおりであります。

なお、近年、国の動向が著しく変動していることから、国の方針等に十分に注意しながら、多様化する町民ニーズに今後とも応えていただきたいと思います。

引き続きまして、農業集落排水事業特別会計経営健全化審査についてご報告いたします。

お手元の平成28年度農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書をお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、経営健全化審査を去る8月9日に実施し、8月28日付で意見を付し提出したところであります。

初めに、審査の概要は3に記載のとおりであります。

次に、審査の結果であります。下段の表と併せて裏面もご覧をいただきたいと思います。町長から審査に付された資金不足比率、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれ

も適正に作成されているものと認められました。

また、歳出額よりも歳入額が上回っているため、資金不足額は生じておりません。

次に、審査の意見であります。ただいま申し上げたとおり、資金不足額が生じていないため、資金不足率も発生していません。しかしながら、一般会計からの繰入金歳入全体の約41.67%を占めており、必ずしも経営状況は良好とはいえない状況にあります。今後とも引き続き健全な経営をお願いいたします。

最後に、是正改善を要する事項は特にありませんでした。

以上で、財政健全化審査意見書の報告を終わります。

○議長（市原重光君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎散会の宣告

○議長（市原重光君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時31分)